

令和6年4月3日

(宛先)

奈良市議会議長

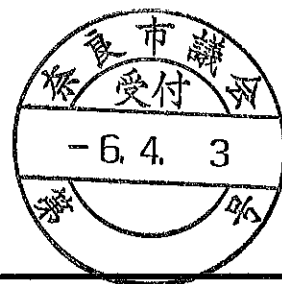
住 所 奈良市南紀寺町一丁目234番地の1

議員氏名 佐 野 和 則

令和5年度(令和5年4月～令和6年3月分)政務活動費収支報告について

奈良市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、別紙のとおり

令和5年度(令和5年4月～令和6年3月分)政務活動費収支報告書等を提出します。



令和5年度 政務活動費収支報告書

奈良市南紀寺町一丁目234番地の1
佐野 和則

1 収 入

政 務 活 動 費 840,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	45,750	意見書等作成料ほか
研 修 費	1,000	講師料等
広 報 費	827,156	議会活動レポートvol.8作成費ほか
広 聴 費		
要 請・陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	50,000	2024年版奈良県年鑑代ほか
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計	923,906	

3 残 額 0 円

項目別一覧表(項目別元帳)

項 目	調査研究費
-----	-------

(単位:円)

整理番号	支出年月日	支出金額	支出証拠書類 の額面金額	摘 要
1	令和5年5月8日	45,000	180,000	意見書等作成料
2	令和5年10月19日	70	70	行政文書開示請求書類複写代
3	令和5年11月1日	680	680	行政文書開示請求書類複写代
計		45,750	180,750	

(様式5)

領収書等貼付用紙

項	目	調査研究費
整	理	番 号
		1
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙のとおり	
事業名、 使途及び内容等	事業名： 曾和俊文 内容等： 意見書等作成料 45,000円 「住民訴訟で確定した損害賠償金の支払いを求める第2段階の訴訟において裁判所から和解案が提示された場合に、議会としていかに判断すべきか」に関する意見書及び意見書への補足説明作成に要した費用 180,000円（意見書等作成料）÷4名（市議団）＝45,000円（一人あたり）	
調査の概要	別紙のとおり	

意見書等作成料内訳書

¥ 45,000円

180,000円(意見書等作成料)÷4名(市議団)=45, 000円(一人あたり)

「住民訴訟で確定した損害賠償金の支払いを求める第2段階の訴訟において裁判所から和解案が提示された場合に、議会としていかに判断すべきか」に関する意見書及び意見書への補足説明(別紙)作成に要した費用

日本維新の会奈良市議団(4名)

山岡稔季	佐野和則	柳田昌孝	大西淳文
------	------	------	------

領 収 証

日本維新の会 奈良市議団 様

No.

★

¥ 180,000 -

但 意見書等作成料

令和5年5月8日

上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等

収 入
印 紙

コタロウ ウケ-1007

曾和俊文

奈良市議会議員各位

関西学院大学名誉教授 曾和 俊文

「住民訴訟で確定した損害賠償金の支払いを求める第２段階の訴訟において
裁判所から和解案が提示された場合に、議会としていかに判断すべきか」
に関する意見書

表記について意見を求められたので、以下、住民訴訟について従来から研究してきた者として、意見を述べます。

あらかじめ結論を述べるならば、「第２段階の訴訟において、そもそも和解が許されるのかについて学説の多くは否定的であること、それに加えて、本件での和解は、住民のために使われるべき貴重な市の財産を十分な理由なしに放棄するものであって、市民の立場に立つならば到底許されるものではない。」というものです。以下に、理由を詳しく述べてみます。

１ 第２段階の訴訟で、そもそも和解が可能であるかについて、学説は否定的である。

① 通常の損害賠償請求訴訟では、被害者と加害者が合意すれば和解が可能です。今回和解案を提示した裁判所は、そのような通常の訴訟の感覚で和解案を提案しているのかも知れません。しかしそれは、住民訴訟の構造を十分に理解していないことからくる提案であって、和解案の提案自体が住民訴訟制度の趣旨を否定するものと言わざるを得ません。

② 2002年に地方自治法が改正される以前には、住民訴訟４号請求訴訟は、住民が（市を代表して）原告となり、地方公共団体に損害を与えた当該職員や相手方個人を被告として、損害賠償を求める形式でした。この訴訟で原告が勝訴して、その判決が確定すれば、被告は判決に従って市に対して損害賠償をする義務があり、被告がその義務を履行しない場合には、原告である住民は判決の強制執行を求めることができました。

③ 2002年に地方自治法が改正され、職員個人を被告とする従来の４号請求訴訟（旧４号請求訴訟）は、市（の執行機関）を被告として職員等に対して損害賠償請求することを求める訴訟（新４号請求訴訟）の形に改められました。この改正の趣旨は、職員個人が被告となる旧４号請求では被告となる職員の訴訟負担が重すぎるのでそれを軽減したいという点にありました。

新４号請求訴訟では、旧４号請求訴訟と同じく、財務会計行為の違法性並びに市長の過失が争点となります。改正を準備した総務省も、旧４号請求訴訟と新４号請求訴訟とは被

告が異なるだけで実質的には同じ訴訟であると説明しています。すなわち、新4号請求訴訟で原告が勝訴した場合には、そこで責任を問われた職員等は市に対して損害賠償する義務があることになり、職員等が任意に損害賠償請求に応じない場合には、市は、判決に従って、職員等を被告として損害賠償訴訟を提起することになります。これが本件で問題となっている第2段階の訴訟です。

④ 2002年改正により訴訟形式が変わり、従来なら一度の訴訟で決着していたのが二回の訴訟になったことに対しては、学者や市民からの批判がありましたが、それに対して総務省は、旧4号訴訟と新4号訴訟とは訴訟物は同じであり、新4号訴訟での判決の効力は、訴訟で損害賠償義務の存否が争われた当該職員等に対しても及ぶと説明しました。

実際、新4号請求訴訟が提起されると、市は当該職員にも訴訟告知して（地方自治法242条の2第7項（「第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。」）訴訟参加を促し、訴訟参加した当該職員等に対しては、参加的効力を媒介にして新4号請求訴訟の「裁判は、当該普通地方公共団体と当該訴訟告知を受けた者との間においてもその効力を有する」（地方自治法242条の3第4項）と定められています。

すなわち、第2段階の訴訟では、財務会計行為の違法性や市長の過失などについて改めて争う事は許されず、これらについての新4号請求での裁判所の判断は、訴訟当事者である市及び（実質的に責任が問われた）当該職員も拘束します。このように、第2段階の訴訟は、新4号請求訴訟で確定した債権を粛々と実現するための手段という位置づけになっているわけです。

⑤ 以上のような法的仕組みの下では、第2段階の訴訟で改めて職員の責任の軽重が問われることは想定されていません。新4号請求訴訟の判決で確定した損害賠償額を変更することも想定されていません。住民訴訟の以上の構造の下では、第2段階の訴訟で和解が行われることはそもそも想定外ということになります。

⑥ 学説でも、和解否定説が有力です。例えば、住民訴訟制度に詳しい碓井光明教授は、かねてから「新4号訴訟の意義をふまえるならば、新4号訴訟で十分に地方公共団体がその主張の機会があった後の確定判決後は請求権を放棄できないと解すべきである」

（碓井光明『要説 住民訴訟と自治体財務[改訂版]』（学陽書房、2002年）187頁）と明確に主張していました。

2 仮に、第2段階での訴訟において、例外的な和解が可能であるという立場をとるとしても、その和解は住民訴訟制度と整合的なものでなければならない。

① 1で述べたように、第2段階の訴訟では和解できないというのが制度本来の趣旨だと考えていますが、学説や実務の一部には、第2段階の訴訟でも和解は可能と考える説も

あります。例えば、最高裁事務総局行政局監修『改正住民訴訟執務資料』（法曹会、2003年）37～39頁では、和解は許されないとする否定説と共に、地方公共団体の処分権を制限する明文の規定がないことを理由に和解を肯定する説もあることが紹介されています。今回の奈良地裁の和解提案は、あるいはこのような和解肯定案にしたがって提案されているのかも知れません。

私個人（更に学説の多く）は既に述べてきたように、第2段階での訴訟はただ粛々と債権の実現を目指すべきであって和解などできないと考えていますが、仮に、第2段階の訴訟で和解が可能という立場になったとしても、今回の和解提案には致命的な問題点があると考えています。以下、その点について述べてみます。

② 2002年の地方自治法改正の趣旨について、総務省の立案関係者がまとめた解説書として、地方自治制度研究会編『Q & A 地方自治法 平成14年改正のポイント』（ぎょうせい、2002年）という本があります。住民訴訟制度改正に関するQ & Aが幾つか紹介されていますが、そのなかのQ55が、第2段階の訴訟のあり方についての質問です。以下に該当ページをそのままコピーして、紹介しておきます。

◆地方公共団体と長や職員個人等がなれ合い訴訟等を行うおそれ

Q55 新4号訴訟の結果を踏まえて提起される訴訟において、地方公共団体と長や職員個人等がなれ合い訴訟を行ったり、不当な和解を行うおそれはありませんか。

解 説

- 1 新4号訴訟においては、住民と執行機関等との間で審理が行われていることから、新4号訴訟の結果を踏まえて提起される訴訟の動向については、議会及び住民が大きな関心をもっていただと考えられます。
- 2 したがって、新4号訴訟の結果を踏まえて提起される訴訟において、地方公共団体と長や職員個人等がなれ合い訴訟等を行った場合には、議会や住民から厳しい批判を浴びることになり、このようなことを行うことは通常あり得ないものと考えられます。
- 3 殊に、新4号訴訟の結果を踏まえて提起される訴訟において、地方公共団体が和解をする場合には、議会の議決を要するため、不当な和解をすることは事実上不可能であると考えられます。
- 4 さらに、地方公共団体の代表者たる長等がなれ合い訴訟等を行っていた場合には、長等が職務を誠実に執行すべき義務を怠ったものとして、個人として損害賠償責任を負うことになり、当該責任を新4号訴訟で追及されるおそれがあり、長等がなれ合い訴訟等を自ら進んで行うことは考えられず、この点からもなれ合い訴訟等が行われることはないと思われれます。

（地方自治制度研究会編『Q & A 地方自治法 平成14年改正のポイント』（ぎょうせい、2002年）107頁）

総務省の解説では、1) 第2段階の訴訟で原告である地方公共団体と被告である長や職員等とが「なれ合い訴訟を行った場合には、議会や住民から厳しい批判を浴びることになり、このようなことを行うことは通常あり得ない」とされており、また、2) 第2段階の訴訟で和解が提案されても「地方公共団体が和解をする場合には、議会の議決を要するため、不当な和解をすることは事実上不可能である」と解説されています。さらに、3) なれ合い訴訟やなれ合い的和解が行なわれた場合には「職務を誠実に執行すべき義務を怠ったものとして」それ自体の責任を住民訴訟で問われる可能性についても指摘しています。

③ 今回、奈良地裁は、和解案を提示するに当たって、「本件では、この確定判決[4号請求訴訟判決]の効力が本件訴訟に及ぶかが主な争点となっておりますが、以下に述べる事情を含む本件事案に関する一切の事情を考慮すると、前記1記載の内容での和解による解決が相当と考えます」として、1億1643万0705円損害賠償金のおよそ半分の6000万円（各被告で折半）の損害賠償額で和解すべしと勧誘しています。ここには、見逃すことの出来ない致命的な問題点が幾つか現れています。

1) まず、第2段階の訴訟は、4号請求訴訟判決を受けて、そこで確定した損害賠償債権の実現を図る訴訟ですから、4号請求訴訟の確定判決の効力が及ぶことが当然の前提です。この点について、奈良地裁は「効力が本件訴訟に及ぶかが主な争点となっておりますが」と曖昧に述べている点がまずは問題です。奈良地裁は、1で略述したような住民訴訟の基本的な仕組みを全く理解せずに、今回の提案をしている疑いがあります。

2) 次に、奈良地裁の挙げる「一切の事情」とは、本件買収地取得の必要性や合併特例債の活用などですが、これらの事情は4号請求訴訟でも十分に考慮された事情であり、大阪高裁はこれらの事情も考慮した上で1億1643万0705円の損害賠償請求をせよと奈良市に対して命じていたところです。また、奈良地裁が挙げる斎場利用者の増加などの事情は土地の適正価額が争われている本件とは係わりのない事情です。以上のように、奈良地裁の挙げる「一切の事情」は、第2段階の訴訟で和解しなければならないような新たな事情とはいえ、むしろこれらの事情を理由に和解することは大阪高裁の確定判決を実質的に書き直すものとして、極めて問題が多いと言わざるを得ません。

3) 奈良地裁が和解案を提案した背景にいかなる事情があるのか、部外者には判断しがたいところですが、和解案の協議は、裁判官の陪席の下、原告（奈良市・代表監査委員）と被告（市長職にある個人と地権者）との間での非公開審理の場で進められています。代表監査委員は市長から独立して職務を遂行すべきですが、果たして本件第2段階の訴訟において、遺憾なく独立性を発揮しているのかどうかは不明です。住民訴訟を提起した原告住民からすれば、原告と被告が通じ合って和解協議に応じているのではないかと疑い、すなわち、総務省が懸念している「なれ合い訴訟」「なれ合い和解」ではないかとの疑いが禁じ得ないところでしょう。

4) もしかしたら、奈良地裁の和解案提示の背景には、職務上のミスがあったからと言って市長職にある個人に過度の負担をかけたくないとの考慮があるのかも知れません。しかしこのような考慮はある種の政策的考慮、政治的考慮であって、法原理機関としての裁判所がなすべき考慮ではありません。また地権者について言えば、適正価額を大幅に超える売却によって利益を得ているので、適正価額との差額の損害賠償を求められても仕方がないと思われます。

④ 以上のように、仮に第2段階での訴訟において和解が認められるべき例外的な場合があると仮定しても、本件はそのような例外的な場合ではありません。むしろ、内容的に判断する限り、本件は、4号請求訴訟の判決で確定した内容を「和解」という形で骨抜きにしようとしている、「なれ合い訴訟」「なれ合い和解」として、住民から批判されるようなものとなっているように思われます。

3 今回の和解案に対して、議会はどう対応すべきか？ 議会の良識的な対応が期待されている。

① 第2段階の訴訟において和解がなされた事例は、私の知る限り、これまで一例もありません。そもそも第2段階での訴訟では、判決で確定した債権の回収を粛々と進めるとするのが通常理解であり、第2段階での訴訟で和解はできないというのが通説です。先にみてきたように、総務省も、「なれ合い訴訟」との批判を受けるので、理論的に和解の可能性はあっても通常はなされないであろうと解説しています。もしも今回、奈良市議会において和解案に賛成する議決がなされるならば、おそらく全国初の事例として、おおいに（悪い意味で）注目されることでしょう。それだけに、住民訴訟制度の趣旨を踏まえた、慎重な議論がなされることを期待します。

② 本件は、奈良市が斎場建設用地を購入する際に適正価額の約3倍で買収したことが違法であるとされ、適正価額と買収価額の差額を損害賠償することが求められ、大阪高裁は差額の損害賠償を市長職にある個人と地権者に命じました。なぜこのような異常とも言える土地取引が行われたのか、部外者には理解しがたいところですが、裁判で、奈良市と住民の両当事者が主張・立証を尽くした上で裁判所が下した結論ですので、受け入れるべきであると考えます。

また、一昨年10月末の新聞記事によりますと、市長が議会に提出した、損害賠償請求権を放棄する旨の議決案は大差で否定されたと言うことですので、これは議会として、極めて良識的な判断をしたものと理解しています。確かに、職務上のミスを理由に多額の損害賠償責任を負わされることには同情すべき事情があるのかも知れませんが、本件では、適正価額の3倍で買収したことによって地権者にはいわば不当利得が生じているわけですので、地権者と市長職にある者との責任の分配について適切に判断することで、市長職にある者の責任も軽減することが考えられます。

土地買収費の原資は住民からの税金であり、適正価額で取得すべきことが地方自治法で定められています。通常、高額な土地取引では価額の適正さを確保するために、多くの地方公共団体では土地取引の適正を確保するための内部的な組織を置いています。奈良市での実態は知るところではありませんが、本件の教訓として、内部的なコンプライアンス体制の設置が望まれます。

③ 本件で、第２段階での和解案が議決されるのかどうか、住民の立場から見ても重大な関心事であると思われます。せっかく住民訴訟によって獲得した損害賠償請求権を（その額の約半分とはいえ）放棄するような和解がなされるとしたら、それ自体について、再び住民訴訟が提起されるかも知れません（その場合には、本件訴訟で和解した代表監査委員の行為が違法な財務会計行為として指弾されることでしょう）。本件での和解は、住民のために使われるべき貴重な市の財産を十分な理由なしに放棄するものであって、市民の立場に立つならば到底許されるものではないと考えます。

④ 私は、そもそも第２段階での和解などは原理的に許されないという立場から、また仮に和解が許される場合があるとしても本件がそうした場合ではないと考えるので、議会が本件和解案に賛同することはないと信じています。住民の代表としての議員・議会としての適切な判断がなされることを期待しています。

(様式5)

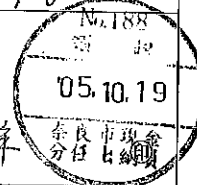
領収書等貼付用紙

項	目	調査研究費
整	理	番 号
		2
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙のとおり	
事業名、 使途及び内容等	事業名： 奈良市 内容等： 行政文書開示請求書類複写代 70円 極楽坊保育園跡地に関する宝山寺側からの要望書と それに対する奈良市側からの回答書一式	
調査の概要		

(一般会計用)

奈良市
登録番号: T4000020292010

乙 領 収 書		a No 001612	
令和 5 年度			
納入者	奈良市南紀寺町-丁目 234 の 1 佐野 和則 様		
税込合計金額		¥70 - 円	消費税額 ¥6 - 円
科 目	金額(税込)	税率(%)	摘 要
使 用 料	円		
手 数 料	円		
複 写 代	¥70 - 円	10	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計 (税込)	税率 8 % 税率 10 %	円 ¥70 - 円	消費税額 消費税額 ¥6 - 円
上記金額領収致しました。			
令和 5 年 10 月 19 日			
奈良市現金分任出納員 氏名 川畑智洋			



行政文書開示請求書

R5年10月16日

(宛先) 奈良市長

〒630-8303

住所 奈良市南松琴所一丁目234の1

氏名 佐野和則

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

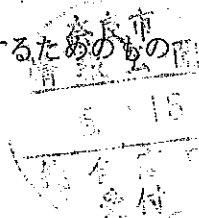
奈良市情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	極楽坊保育園あたり地に関する宝山寺側からの要望書とそれに対する奈良市側からの回答書一式
請求の目的	
開示の方法	① 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付希望
備考	

備考 1 「請求に係る行政文書の件名又は内容」欄は、請求に係る行政文書の件名又は知りたい事項の概要をできるだけ具体的に記入してください。

2 「請求の目的」欄は、請求しようとする行政文書の特定等の参考にするためのものですが、記入については、請求される方の任意です。

3 「開示の方法」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

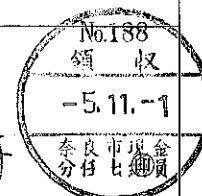


(様式5)

領収書等貼付用紙

項	目	調査研究費
整 理 番 号		3
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙のとおり	
事業名、 使途及び内容等	事業名： 奈良市 内容等： 行政文書開示請求書類複写代 680円 極楽坊あすかこども園の跡地に地域ふれあい会館を 建設するに至る経緯がわかる書類一式	
調 査 の 概 要		

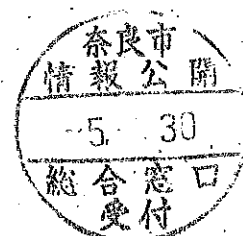
乙 領 収 書		E
令和 5 年度		No 114012
納入者	佐野 和則 様	
合 計 金 額		¥ 680 - 円
科 目	金 額	摘 要
使 用 料	円	
手 数 料	円	
複 写 代	¥ 680 円	白黒 68面
墓地火葬場使用料	円	
幼稚園入園料	円	
幼稚園保育料	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
上記金額領収致しました。		
令和 5 年 11 月 / 日		
奈良市現金分任出納員 氏名 川畑智洋		



別記 第1号様式 (第2条関係)

行政文書開示請求書	
R5 年 8 月 30 日 (宛先) 奈良市長 〒 630-8303 住 所 奈良市南経子町一丁目28-40 氏 名 佐野 和則 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 奈良市情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。	
請求に係る行政文書の件名又は内容	極楽塚あまのこども園のあと地に地域ふれあい会館を建設するに至る経緯がわかる書類一式
請求の目的	
開示の方法	☒ 1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付希望
備 考	

- 備考 1 「請求に係る行政文書の件名又は内容」欄は、請求に係る行政文書の件名又は知りたい事項の概要をできるだけ具体的に記入してください。
- 2 「請求の目的」欄は、請求しようとする行政文書の特定等の参考にするためのものですが、記入については、請求される方の任意です。
- 3 「開示の方法」欄は、該当する番号を○印で囲んでください。



項目別一覧表(項目別元帳)

項 目	研修費
-----	-----

(単位:円)

整理番号	支出年月日	支出金額	支出証拠書類 の額面金額	摘 要
1	令和5年5月8日	1,000	20,000	講師料等
計		1,000	20,000	

(様式5)

領収書等貼付用紙

項 目	研修費
整 理 番 号	1
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙のとおり
事業名、 使途及び内容等	事業名： 曾和俊文 内容等： 講師料等 1,000円 令和5年5月臨時会提出案件についての勉強会 20,000円（講師料等）÷20名（参加者）＝1,000円（一人あたり）
調 査 の 概 要	別紙報告書のとおり

講師料等内訳書

¥1,000円

20,000円(講師料等)÷20名(参加者)=1,000円(一人あたり)

5月臨時会提出案件についての勉強会参加者(議席順)

塚本勝	山岡稔季	山出哲史	榊井隆志	白川健太郎
道端孝治	太田晃司	佐野和則	柳田昌孝	鍵田美智子
阪本美知子	山口裕司	山本直子	八尾俊宏	山本憲宥
大西淳文	九里雄二	内藤智司	北村拓哉	森田一成

計20名

領 収 証

各取市議会議員会館各取市各任

様

No. _____

★

120,000円

但 講師料等

令和5年5月8日

上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ケー-1097

曾和俊文

(様式1)

調査研究・研修報告書

報告日： 令和 5 年 5 月 / 日

報告者

氏 名	佐野 和則	
氏 名		
氏 名		

下記の通り報告致します。

項 目	研修費																
視察又は研修年月日	令和5年5月1日（月）																
・事業名 ・視察又は研修先 ・面談者 ・宿泊先	・事業：5月臨時会提出案件についての勉強会 ・日時：令和5年5月1日（月）午後3時から ・場所：議会大会議室 ・内容：5月臨時会提出案件について、議会としていかに考えるか ・講師：関西学院大学名誉教授 曾和 俊文氏																
調査又は研修の概要 ・目 的 ・内 容	奈良市議案第60号 和解について 住民訴訟で確定した損害賠償金の支払いを求める第2段階の訴訟において裁判所から和解案が提示された場合に、議会としていかに判断すべきか																
添付資料																	
費用の内訳	<table><tr><td>宿泊費</td><td>交通費 (支払い証明)</td><td>資料購入代</td><td>ガソリン代</td><td>有料道路代</td><td>タクシー代</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1000</td><td>1000</td></tr></table>	宿泊費	交通費 (支払い証明)	資料購入代	ガソリン代	有料道路代	タクシー代	その他	合計							1000	1000
宿泊費	交通費 (支払い証明)	資料購入代	ガソリン代	有料道路代	タクシー代	その他	合計										
						1000	1000										

項目別一覧表(項目別元帳)

項 目	広報費
-----	-----

(単位:円)

整理番号	支出年月日	支出金額	支出証拠書類 の額面金額	摘 要
1	令和5年10月23日	284,975	284,975	議会活動レポートvol.8作成費
2	令和5年10月24日	23,782	23,782	議会活動レポートvol.8郵送代
3	令和5年11月2日	304,093	304,093	議会活動レポートvol.8配布代
4	令和6年1月23日	101,990	101,990	議会活動レポートvol.9作成費
5	令和6年1月31日	23,876	23,876	議会活動レポートvol.9郵送代
6	令和6年2月16日	88,440	88,440	議会活動レポートvol.9配布代
計		827,156	827,156	

630-8303

奈良県奈良市南紀寺町1丁目234-1

佐野かずのり事務所

佐野 かずのり 様

領収書

佐野 かずのり

様

金

¥284,535 -

但し消費税含む。 支払い方法：銀行振込

2023年10月23日、上記正に領収いたしました。



CMONOS

〒619-1127 京都府木津川市南加茂台3丁目8-12

Tel:(0774)27-5222

<https://cmonos.jp/>



内訳 (納品書)

品目	摘要	数量	単価	金額
議会報告ビラvol.8作成費		1	¥284,535	¥284,535

当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。 ただいまご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。 どうぞお確かめください。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
05-10-23	152	42	1190 I
銀行番号	支店番号	口座番号	
16110152		****	
お取引内容		お取引金額	
お振り込み		¥284,535	
時刻	受付番号	お取引後残高	
09:28	0002		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料		¥440	利用料 ¥0
南都銀行			
加茂支店			
普通預金			
か)クモノス 様			
ご依頼人		電話	
サノ カズノリ		様	

※裏面のご案内もご覧ください。

京都中央信用金庫

小計 (免税) ¥284,535

合計 (税込) ¥284,535

住みよく居心地の良い奈良市へ！

奈良市議会議員 日本経済の会奈良市会議員 佐野かずのり

佐野かずのり

議会活動
レポート

佐野かずのりの議会活動については奈良市議会ホームページもご覧ください。議会中継(録画)は右QRコードから。
<https://www.city.nara.lg.jp/site/narasigikai/>



佐野かずのりの活動をホームページのほか、SNSでも配信しています。ぜひご覧ください。



18公民館廃止の見直しを！

私の地元で飛鳥公民館の廃止が判明し、問題が発覚

令和5(2023)年9月の奈良市定例会では、18の公民館を廃止し、6つの公民館に集約するという、奈良市の素案が、大きな問題として度々取り上げられました。この素案はこれから5年をかけ実行していくとのことですが、まず初めに白羽の矢が立ったのは私の地元飛鳥地区で、令和5(2023)年3月には、十分な説明がないまま、飛鳥公民館を廃止し地域ふれあい会館へ移行することを前提とした設計予算と借地料の予算が可決されました。この時の予算調書には公民館の廃止については記載されておらず、あまりにも不親切で悪意さえ感じます。設計が進み出してから公民館廃止を言い出すのは卑劣だと考えます。

飛鳥地区に地域ふれあい会館を新設すること自体は、令和元(2019)年10月に、飛鳥地区自治連合会が、既存施設の空きスペースを活用する形での実現を要望しています。しかし飛鳥地区の多くの住民にとって、公民館の廃止と引き換えに地域ふれあい会館を作るというのは寝耳に水の話で、全く望んでいないことです。そこで市民有志の方々が、令和5(2023)年8月29日に、私が紹介議員となり「市立飛鳥公民館の廃止計画を中止し現公民館の存続を求める請願書」を提出しました。

市長の独断専行が地域の分断を招いています

社会教育委員会や公民館運営審議会に諮っていない素案にもかかわらず、奈良市が一部の市民(自治連合会会長、地域自治協議会会長)に対して公民館廃止計画を伝え、3月の予算可決後に地域住民に説明したことで、地域は分断してしまいました。公民館移行の具体策もまだ決まっていない中、行財政改革の名のもとに廃止ありきで物事を進める市長のやり方・プロセスにはNOIです。

公民館は市民が戦後得た社会教育と生涯教育の場であり、廃止することは市民サービスの低下につながります。そもそも市長が行財政改革と称して教育に口出しすることには違和感を感じます。教育の責任者は教育長ですが、奈良市の教育長は市長に任命権があり市長の言いなりとなっている現状があります。これも問題です。

地域ふれあい会館の建設予定地にも問題があり、議会でもそのことが大問題になっています。9月定例会では大多数の議員が公民館廃止には反対しているため、おそらく市長はこの素案を白紙撤回することになるでしょう。

しかし問題は、社会教育委員会や公民館運営審議会、議会にも諮らず、市長の思い付きで素案の段階に過ぎないことを、少数の市民に決定事項とのごとく話したことです。結果、市民の分断や職員の後始末負担が生じています。議会軽視も甚だしいと言わざるをえません。

全国に誇る奈良市の公民館、必要なのは専門職による改革

奈良市は戦後公民館運営に力を入れ各中学校区に1館という全国にも誇る公民館運営を行ってきました。これを廃止にして地域ふれあい会館といっしょにし、地域住民に運営を丸投げするような施策は、住民サービスの低下に他なりません。あってはならないことです。

財政の厳しい奈良市において人口減少や公共施設の老朽化などを考えると行財政改革は必要だと思いますが、廃止ありきの、利用者を見捨てたやり方では反対です。まず取り組むべきは公民館の改革ではないでしょうか。利用率や利用者の偏りの問題は、生涯学習財団の問題であり、奈良市の問題です。市民に公民館をもっと幅広く利用していただけるよう考えるのは、まずはあくまで奈良市でなければなりません。もちろん市民の協力は必要です。しかし改革の中心になるべきは、社会教育のプロのいる生涯学習財団であるはずで



私の代表質問の要旨

公民館の廃止を議会に提案もせずに計画案を社会教育委員会・公民館運営審議会に説明した趣旨は何か？ 公民館から地域ふれあい会館へ移行する政策について教育のプロとしての率直な考えは？

(教育長) これからの持続可能な生涯学習・社会教育をめざして、教育委員会としては学習権の確保を大切にしつつ、これまでの方法にとらわれずに、様々な可能性を模索して協議を重ねていきたい。

公民館を廃止し地域ふれあい会館に機能を付加することで今まで通りの社会教育や生涯学習の質が保たれるのか？

(教育長) 今まで通りの社会教育や生涯学習の質が保てるように方法を考えていくのが、教育委員会や生涯学習財団の役割と思っている。現在、生涯学習財団と奈良市教育委員会でワーキングチームをつくり、今後の公民館のあり方について協議しているところである。その中で今後の奈良市の社会教育や生涯学習のより良い形を模索していけたらと考えている。

飛鳥公民館廃止はいつ計画されたのか？

(教育長) 令和元年10月に飛鳥地区自治連合会から地域ふれあい会館の建設の要望書が提出された後に、時期については明確ではないが、地域ふれあい会館の建設とあわせて飛鳥公民館の廃止が検討され始めたものである。

飛鳥公民館の廃止を地元住民に個別に説明されているが、いつだれがだれに行ったのか？

(教育長) 令和4年8月に、公民館を廃止して地域ふれあい会館を建設することを、地域教育課及び地域づくり推進課から自治連合会長でもある地域自治協議会会長と役員2名の方に説明をしている。

公民館廃止という、まだ決まってもいないことを、まして社会教育委員会や公民館運営審議会に諮ってもいないことを、市民に直接伝えるのはおかしいのではないか？ 越権行為ではないか？

委託管理先の生涯学習財団との協議について、協議の日程と内容は？

(教育長) 事前に公民館各館から市の提案に対する意見を募り、その意見に基づいて、第1回ワーキングを8月16日に、第2回ワーキングを9月1日に行い意見交換及び協議を行った。今後は各館からの意

見をもとに生涯学習財団内で協議を重ねた上で市と再度協議を行うことになる。

これもおかしいのでは？ 昨年の8月に決まってもいない公民館廃止を伝えているのに、地域ふれあい会館に移行するにあたり最も重要な生涯学習財団との話し合いを一年後まで行わず、移行の仕組みもまだ決まっていない。「これから」というが、飛鳥地域ふれあい会館の設計予算は今年の3月に可決されている。公民館廃止ありきで物事を進めていてプロセスがおかしい。公民館では社会教育や生涯学習を学ぼうと年間40万人～50万人が利用している。地域ふれあい会館とは全く主旨が違う。ただの貸館ではない。改めて市長にお伺いしたい。公民館と地域ふれあい会館の在り方について見解は？ (市長) 公民館は、市民のために、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、市民の教養の向上、健康の増進などを目的として設置しているものである。一方、地域ふれあい会館については、すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送るための、地域の交流活動及び福祉活動の拠点として設置をしているものである。

仮称飛鳥地域ふれあい会館の設計委託等の予算が令和5年度当初予算に計上されているが、その進捗状況はどうなっているか？ また、設計の内容についてはどのようなになっているか？

(市長) 仮称飛鳥地域ふれあい会館の設計・地質調査等の業務委託については、6月29日に実施した入札により契約を行い、受託業者により設計案を作成しているところである。設計内容については、入札時の仕様書において、鉄骨造平屋建で約540㎡の施設として、ホールや会議室、倉庫また駐車場等を備えたものとしている。

仮称飛鳥地域ふれあい会館の建設予定地と決定に至った経緯は？ また、その土地所有者は？

(市長) 仮称飛鳥地域ふれあい会館の用地については、幼保再編に伴う一体的な用地の活用を検討する中で、地域から要望のあった地域ふれあい会館の建設地として、極楽坊あすかこども園移転後の用地が適切であると判断したものである。なお、この用地の所有者は、社会福祉法人宝山寺福祉事業団である。

幼保再編に伴う一体的な用地活用を検討する中でどのような話で極楽坊あすかこども園移転後の跡地が地域ふれあい会館用地として適切であると判断されたのか？

(市長) 新たに建設される極楽坊あすかこども園の用地を確保するとともに、飛鳥公民館の駐車場が手狭である等の課題も

あったことから、地域ふれあい会館とこども園が隣接する、飛鳥公民館の機能も含めた新たな地域ふれあい会館の建設用地として適当と判断したものである。

新たに建設される極楽坊飛鳥こども園の用地確保との答弁ですがどういう事か？ それは極楽坊あすかこども園さんが考える事ではないか？ それに飛鳥公民館の駐車場も現在飛鳥小学校の一部を使用しており問題ないと思うが？

仮称飛鳥地域ふれあい会館の土地賃借料は？ また、その借地料の算定基準は？ (市長) 借地料については、令和5年度予算において、月100万円の予算を計上している。これについては固定資産税路線価をもとに目安となる賃借料を算定したものである。

この借地料の契約書または覚書等はあるか？

(市長) 契約書や覚書はない。

契約書も覚書もないのに設計予算や賃借料の予算を上げたのか？ もし極楽坊さんが貸せない状態になったらどうするのか？ 口約束か？ 行政処理としておかしいのではないか？

仮称飛鳥地域ふれあい会館の建設については、行財政改革の一環として飛鳥公民館を廃止してその機能を地域ふれあい会館に移行すると聞いているが、間違いはないか？

(市長) 地域自治協議会の拠点として新たに地域ふれあい会館を建設するにあた

り、行財政改革としての公共施設の運営効率化の観点から、国も進める公共施設等総合管理計画に沿って、本市では2054年度(令和36年度)までに床面積30%の削減を目標としているところであり、施設の集約化を図るため、公民館で行っている社会教育・生涯学習事業を地域ふれあい会館で実施することができないか検討をしていたものである。

行財政改革の一環であるにもかかわらず何故借地なのか？ 市有地は検討したのか？ 年間1200万円を半世紀払い続けるより買い取るほうが安いと思うが買取交渉はしたか？

(市長) 令和元年度に地域ふれあい会館の要望のあった際、旧食糧事務所跡や旧飛鳥幼稚園など他の公共施設の活用の要望があり検討したが、旧食糧事務所跡は処分が予定されており、また旧飛鳥幼稚園は解体予定であったため、活用できず、また、建設に適した市有地はなかった。先ほど申し上げたように、飛鳥公民館の機能を集約して建設するための用地として、地域ふれあい会館とこども園が隣接することとなる極楽坊あすかこども園移転後の跡地が適していたため地権者と交渉を行い、協議の結果、土地を賃借することとなったものである。

地権者と交渉の結果、土地を賃借にしたというのはおかしくないか？ 今まで市長は公共施設の土地は長期賃借するくらいなら買い取る方針ではなかったか？

なぜここは賃借にしないといけなかったのか？ 候補地が他にないというが私も調べたが候補になりそうな私有地は何か所もある、賃借するくらいなら安くで買える土地もこの地区にはあると思うが、どうしてもこの土地にしなければいけない理由が他あるのか？

前日の他会派の質問に対して用地選定は地域と共に検討を進めてきたとの答弁だ

ったが、おっしゃる「地域」とは誰の事か？

(市長) 当該用地での地域ふれあい会館建設について、地域自治協議会の会長や役員の方々と協議を進めてきた。

飛鳥公民館を廃止して地域ふれあい会館に移行することを、地域住民へ説明はいつどこでだれが説明したのか？

(市長) 新たな地域ふれあい会館建設に関

する調整を行うため、令和4年8月に、地域自治協議会会長と役員2名の方に、地域づくり推進課及び地域教育課から説明をしている。また、令和5年3月に地域づくり推進課が地域にお伺いをしご説明をした。私も、7月20日に地域自治協議会の役員の方々に、飛鳥公民館の今後の在り方について直接説明をさせていた

議員定数・議員報酬削減議案を提出

私が提出した議員定数削減議案

この議案については、日本維新の会奈良市議団は特別委員会の設置を当初より求めてきましたが、各会派に否定されたことから、一部の無所属議員の賛同を得て議案として提出しました。

現在、奈良市を取り巻く環境は、少子化や高齢化などにより、人口減少が顕著に進む中で、少子化対策や地域活性化などの課題に直面しています。

こうした現実をしっかりと認識したうえで、不断の努力を怠らずに活動に精進する責務が議員にはあると考えます。奈良市においても、将来を見据えた財政見通しや人口の推移、他自治体の動向を踏まえながら、議員定数について対応する責務があると考えます。議員数の多さがより多くの住民の意見を反映するとの考え方を改め、いかにして自らの質を高め、民意を効果的に反映させるかを基本に、我々議員自らが重い決断をもって、身を切る

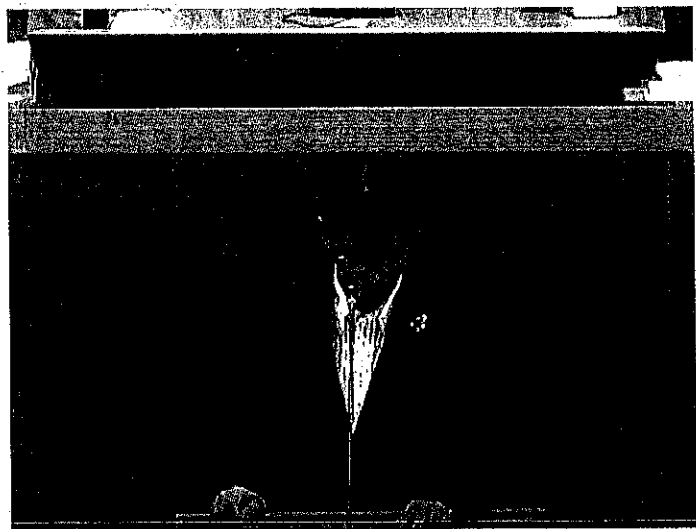
ことが、議会改革のひとつの形と考えます。奈良市議会基本条例第31条第2項には、議員の定数の改定に当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならないと定められていることから、各中学校校区の奈良市民2000人に対してアンケートを実施したとこ

ろ、178人から回答を得て、3人以上削減すべきが115人、2人削減が51人、分からないが8人、削減すべきでないが5人、増やすべきが1人で、3人以上削減との回答内訳は7人以上が40人、4人が37人、3人が19人、5人が17人、6人が2人で平均4.15人との結果でした。今後でもできるだけ多くのご意見を聞くため、大規模なアンケートも実施していきたいと考えています。また人口30万人～40万人の中核市の議員一人当たりの人口は約9700人となっており、過去10年間の中核市62市で議員定数の削減を実施したのは33市と過半数を超え、見直しが進んでいる状況を考えると奈良市においても定数の見直しが必要と考えます。そこで次改選時の2025年には奈良市の人口が34万1000人になるとの推計も示されていることから、アンケートの結果と他都市の動向を踏まえ、奈良市においても、現在の定数39人から35人へ、4人削減することを提案しました。これにより年間一人当たり約1000万円の議員報酬、合計4000万円の経費が削減されることとなり、奈良市の財政運営にも大きく寄与すると考えます。

反対多数で否決

日本維新の会奈良市議団4人と無所属の中西議員の5人がだけが賛成でそのほかの議員は反対でした。反対の討論があったのは共産党と無所属議員2人（岡本議員、下村議員）だけでした。なぜ反対なのかの意見も述べずただ反対するだけという事が問題だと思います。議員である限り、何故反対なのか市民に対して説明する事は義務と言ってよいのではないのでしょうか。そもそも日本維新の会奈良市議団の幹事長は議会改革に関する特別委員会の設置を事あるごとに提案してきました。しかし他会派の反対で実現できなかったことから、今回議論して何故反対なのか議会ではっきりしていただくの思いがあり議案提出した、という経緯があるだけに残念です。

他にも議員報酬削減の議案（提出議員山岡）を提出しましたが日本維新の会奈良市議団4人と無所属議員2人（中西議員、下村議員）の6人が賛成、ほかの議員30人は反対で否決されました。



議員定数削減議案について説明する佐野
(2023年9月6日の奈良市議会中継録画より)

どうする!? クリーンセンター

また壊れた環境清美工場

奈良市のごみ焼却場「奈良市環境清美工場」三号炉が、ガス冷却塔の下部が崩落したことにより、2023年6月12日から運転停止となっています。これを受け9月の奈良市定例会では大規模改修140億円の予算、計画が上程されました。工事完了予定は2026年12月です。

そこで、9月の奈良市定例会ではこの点についても質問し、市長から次のような答弁を得ました。

- ・ 不具合の早期発見と早急な修繕が重要。
- ・ 焼却炉が完全に停止した場合は他の自治体等に委託して区域外処理を行う。
- ・ 区域外処理には1ヶ月あたり2～3億円程度の経費が必要。
- ・ 昨年度、環境清美センター内に小規模のたい肥化プラントを設置し、委託により(草木や給食の残飯をリユースする)「たい肥化事業」の実証実験を実施中。
- ・ 炉の負担を軽減し、焼却炉を支障なく使用し続けるためには、ごみの減量が最重要課題。
- ・ 生ごみの水切り、雑がみの資源化等、市民の皆様にはご家庭でできる減量にぜひ協力をお願いしたい。

例えば、地域で行われている草刈り等で出た草木を生草のまま袋に入れるのではなく乾燥させてから袋に入れていただくようにすれば重量が減るだけでなく、燃えやすくなって炉への負担も減り、焼却時間の短縮にもつながるのではないのでしょうか。焼却場の問題は奈良市民全

員の問題でもあります。みんなで年老的な炉の延命に協力していただく施策提案が必要と考えます。

新クリーンセンターについて

老朽化した環境清美工場で故障が相次いでいる中、新しいごみ焼却場「クリーンセンター」の建設は遅々として進みません。9月の奈良市定例会ではこの点についても質問し、市長から次のような答弁を得ました。

- ・ 候補地である七条地区のアクセス路は京奈和自動車道の経路に影響しない考える。
- ・ 七条地区など地元に対し説明を尽くしたい。
- ・ 現地建て替えは用地確保や埋蔵文化財調査の必要がなくなる等のメリットはあるが手続きなどで七条地区の場合と同等の期間がかかる。また現地建て替えは公害調停があり訴訟リスクもあることから困難。
- ・ 大和郡山市は令和14(2032)年度まで現施設を利用予定と聞いている。奈良市の目指す令和14(2032)年度の稼働開始後すぐにはとはいかないと思うが、七条地区であれば、中長期的には大和郡山市と連携できる可能性があると思う。
- ・ 市長として大和郡山市長と折にふれ話を続けたい。

新斎苑の時のように合併特例債の期限を理由に時間が無い、今回も清美工場の老朽化を理由に時間が無いと市民の大切な税金を湯水のごとく使い、次世代に負担を強いるやり方は疑問です。市長には財政面も考えて、候補地の選定には慎重にあたっていただく必要があります。



自席から質問する佐野
(2023年9月12日の市議会中継録画より)

議会質問と答弁は重要です！

市議会での質問と答弁はそのまま記録され永年保存されるだけでなく、インターネットでも公開されます。行政文書開示請求では黒塗りにされるようなことでも、担当職員が議会で答弁すれば全て公開されます。その時点での奈良市の状況や方針が市民に明らかとなることには大きな意味があり、今回の公民館廃止問題しかり、奈良市の抱える様々な問題が議会での質問がきっかけとなって発覚したり、広く知られたりすることは多々あります。市政に対する疑問、ぜひお聞かせください。佐野が議会にお届けします。

皆さまのお声をお聞かせください。奈良市政へお届けさせていただきます！

タウンミーティング等で依頼がありましたら伺いたします。お困り事ご相談、お気軽にご連絡ください。



佐野かずのり
本人携帯番号

090-3058-3082

佐野かずのり事務所 〒630-8303 奈良市南紀寺町1丁目234-1 TEL/FAX 0742-93-5364



佐野かずのりプロフィール 昭和43年6月1日、奈良市南紀寺町生まれ。飛鳥幼稚園、飛鳥小学校、春日中学校、高円高等学校(同窓会高志会会長)、帝塚山大学卒業後、コロネット株式会社入社。営業・生産企画に携わり、30年間勤めたコロネット株式会社を令和3年3月退社。同年7月に奈良市議会議員選挙に立候補し初当選。市議2年目。総務委員会。

(様式5)

領収書等貼付用紙

項 目	広報費
整 理 番 号	2

領収書等の証拠書類の貼付欄	領収書 「別納引受」 第一種定形 @84 253通 27.5g ¥23,782 小 計 ¥23,782 郵便物引受合計通数 253通 ¥23,782 課税計(10%) ¥2,162 (内消費税等(10%)) 非課税計 ¥0 合計 ¥23,782 お預り金額 ¥25,000 おつり ¥1,218  〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時：2023年10月24日 8:56 発行No. 231024A1308 端P99箱02 連絡先：奈良中央郵便局 TEL: 0570-072-092
事業名、 使途及び内容等	事業名： 奈良中央郵便局 内容等： 議会活動レポートvol.8郵送（80,000部印刷の内253部郵送） 23,782円
調 査 の 概 要	

(様式5)

領収書等貼付用紙

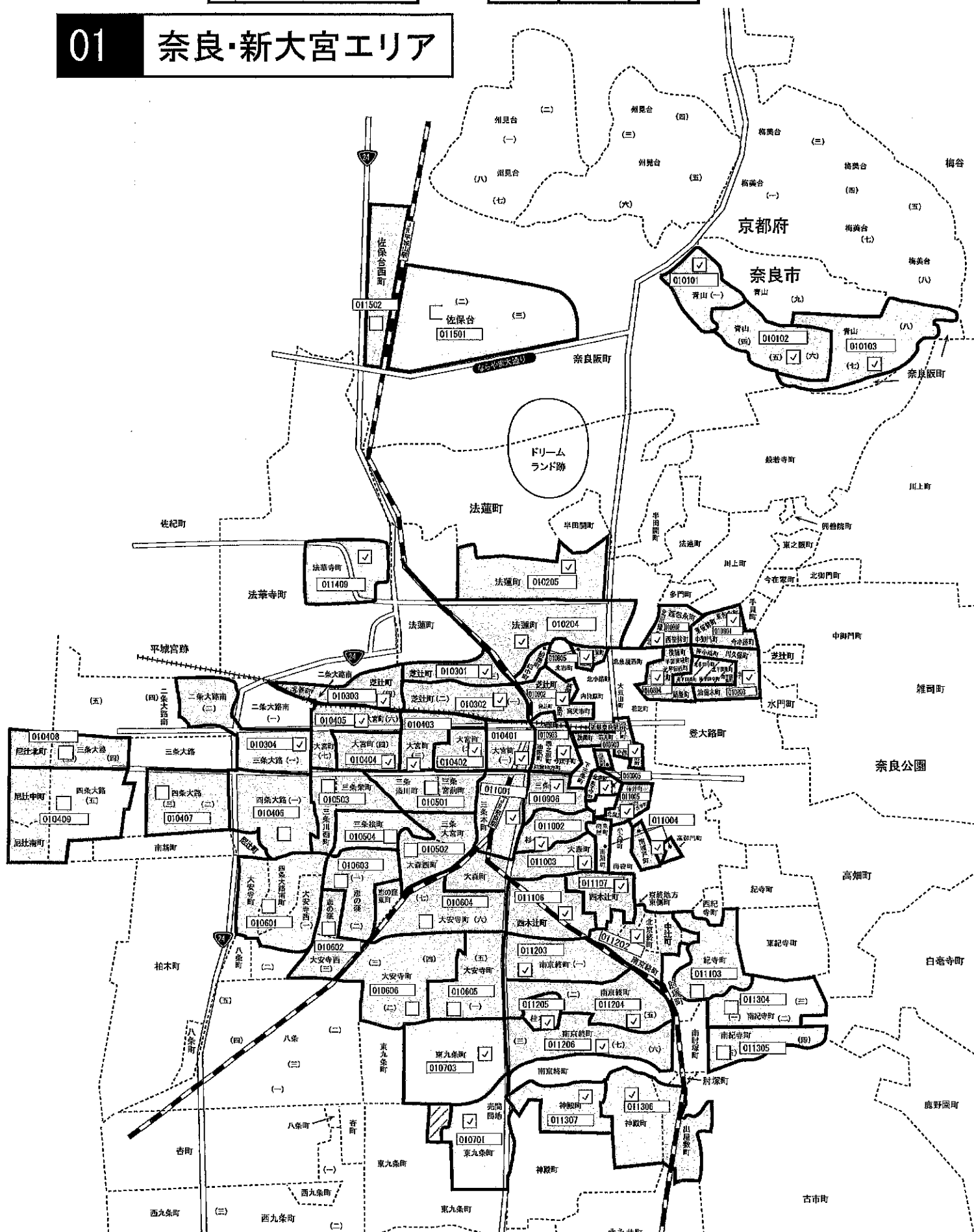
項	目	広報費						
整	理	番 号						
		3						
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙のとおり							
事業名、 使途及び内容等	事業名： 株式会社ディー・アイ・エフ 内容等： 議会活動レポートvol.8配布 (80,000部印刷の内69,000部配布) <table><tr><td>請求額</td><td>303,653 円</td></tr><tr><td>振込手数料</td><td>440 円</td></tr><tr><td>計</td><td>304,093 円</td></tr></table>		請求額	303,653 円	振込手数料	440 円	計	304,093 円
請求額	303,653 円							
振込手数料	440 円							
計	304,093 円							
調査の概要								

※裏面のご案内もご覧ください。 **京都中央信用金庫**

全戸	戸建	集合
69,012	39,947	25,590

01

奈良・新大宮エリア

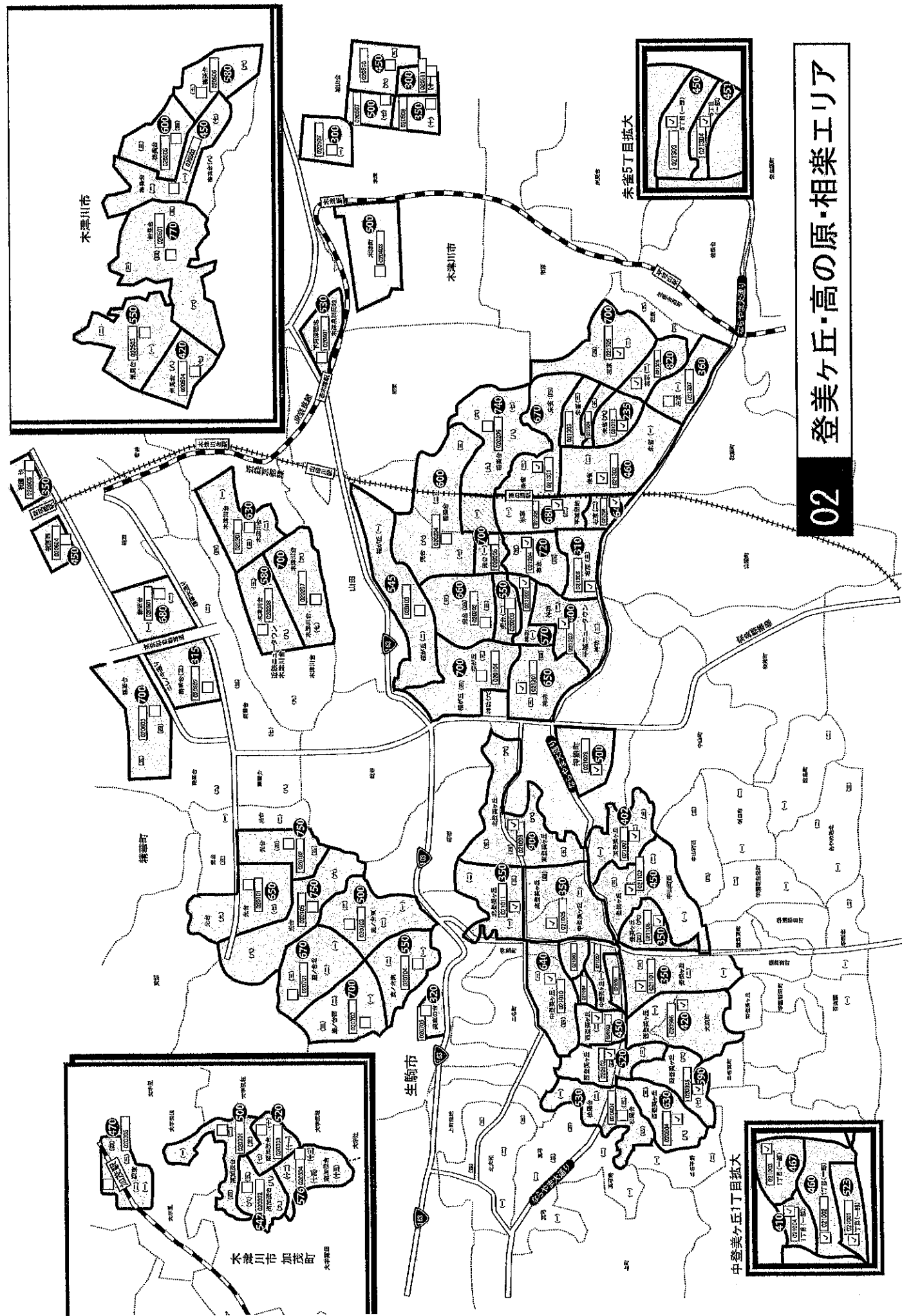


全戸	戸建	集合
69,012	39,947	25,590

奈良02エリア

チャリン名

サイズ



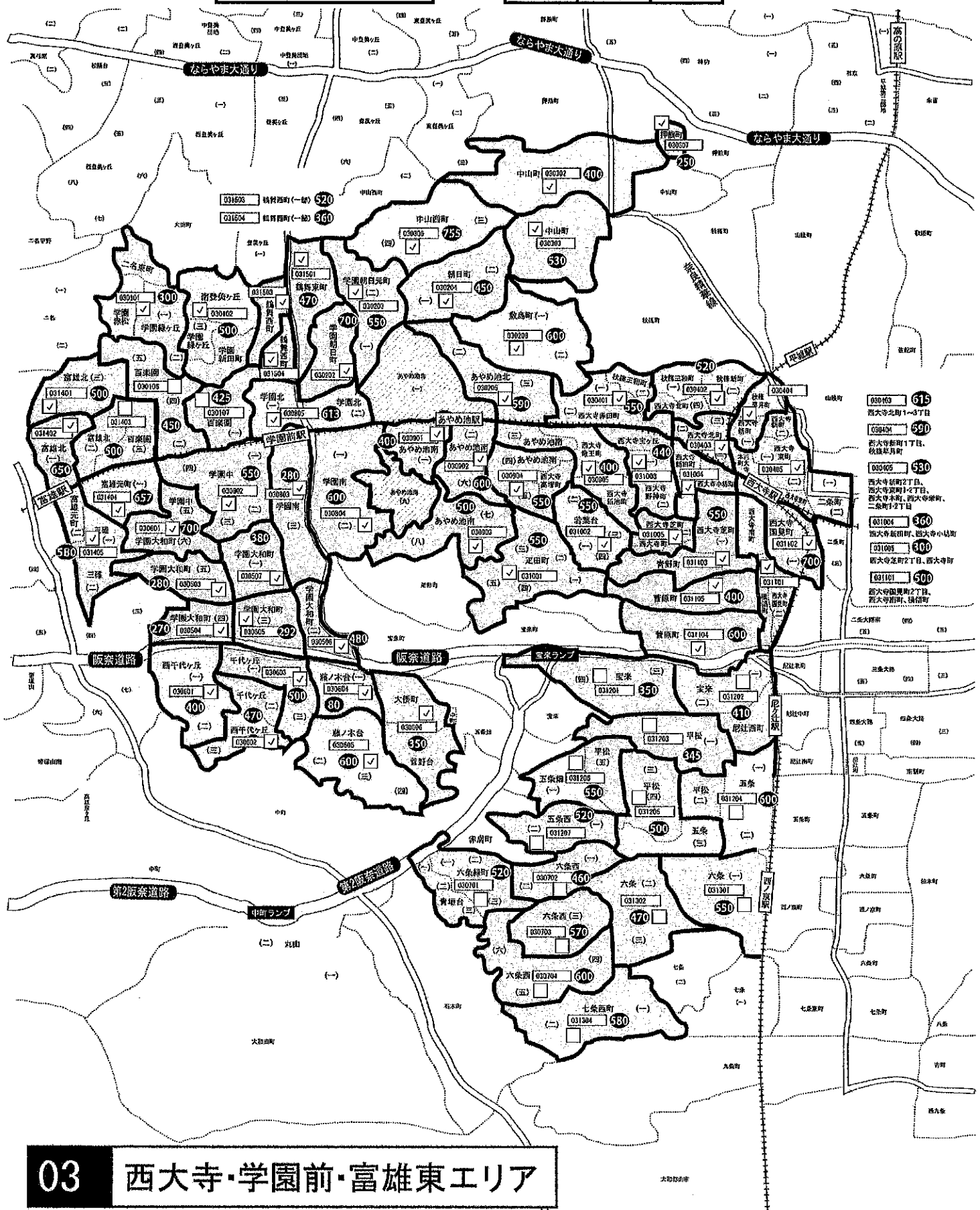
02

登美ヶ丘・高の原・相楽エリア

奈良03エリア

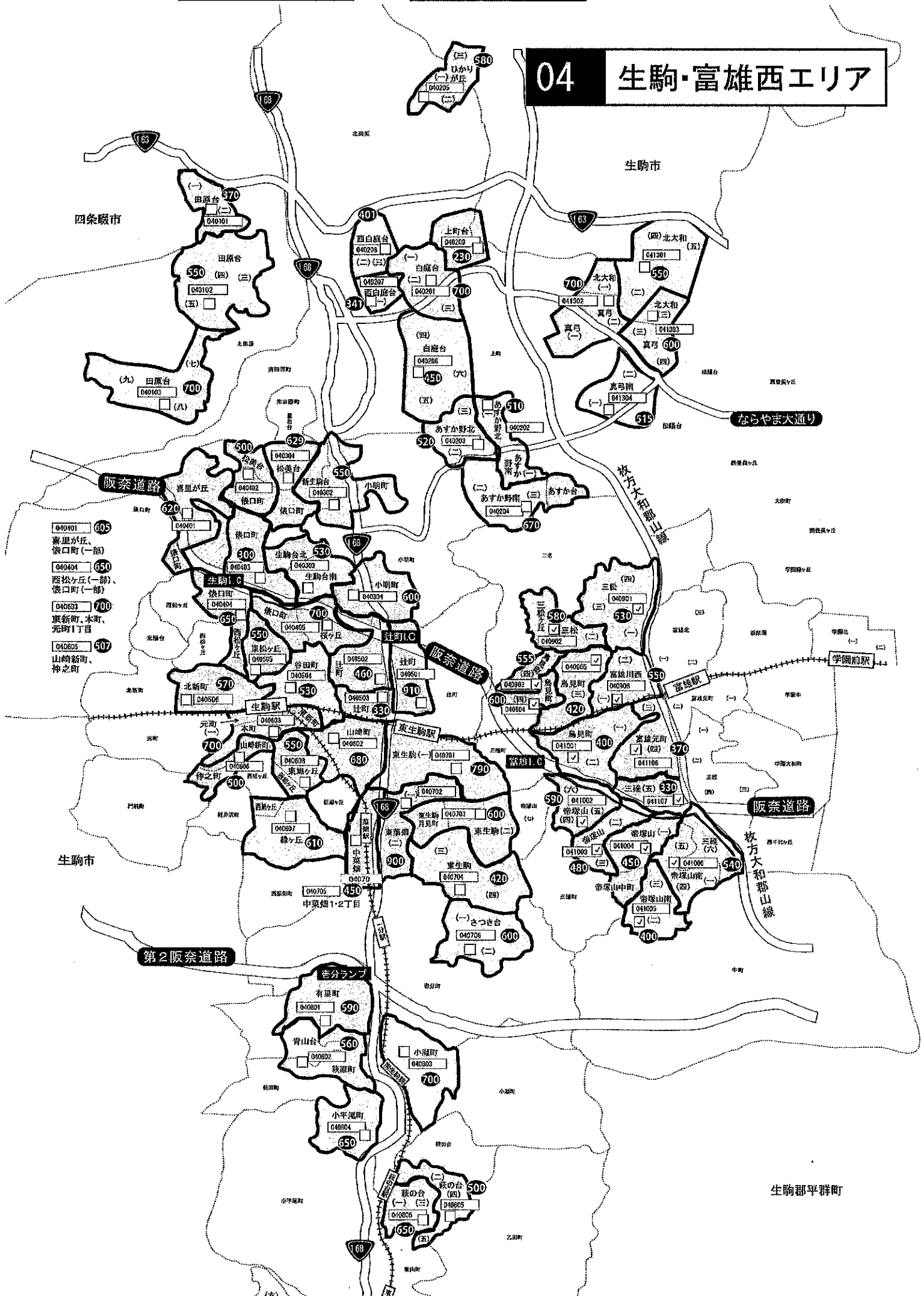
チラシ名
サイズ

全戸	戸建	集合
69,012	39,947	25,590



04

生駒・富雄西エリア



全戸	戸建	集合	行政区	町名1	町名2	町名3	町名4
69012	39947	25590					
430	283	147	奈良市	青山1~2丁目			
610	361	243	奈良市	青山3~6丁目			
500	500	0	奈良市	青山7~8丁目			
800	580	220	奈良市	法蓮町(一部)			
650	474	142	奈良市	法蓮町(一部)			
560	300	250	奈良市	芝辻町3丁目			
600	370	180	奈良市	芝辻町1~2丁目			
500	33	362	奈良市	北新町	芝辻町4丁目		
300	100	109	奈良市	三条大路1丁目	二条大路南2丁目		
470	140	280	奈良市	大宮町1丁目			
340	80	210	奈良市	大宮町2丁目			
460	30	130	奈良市	大宮町3.5丁目			
450	30	400	奈良市	大宮町4丁目			
350	30	170	奈良市	大宮町6~7丁目			
650	266	384	奈良市	東九条町(一部)			
830	349	467	奈良市	東九条町(一部)			
450	299	126	奈良市	手貝町今小路町	中御門町	東包永町	東笹鉾町
400	152	224	奈良市	北川端町	北袋町	西包永町	西笹鉾町
280	210	67	奈良市	川久保町	押上町	油留木町	押小路町
268	100	161	奈良市	半田突抜町	北半田西町	鍋屋町	半田横町
400	270	80	奈良市	北小路町内侍原町	宿院町北市町	西新在家号所町船橋町・畑中町	坊屋敷町西新在家町
410	260	100	奈良市	興芝町	芝辻町	菖蒲池町	高天市町阪新屋町
280	150	110	奈良市	油阪地方町	油阪町	今辻子町	西之阪町
450	160	240	奈良市	興子守町小川町・角振新屋町	上三条町下三条町	寺町北向町・角振町	本子守町小川町
460	125	126	奈良市	三条町			
430	30	28	奈良市	漢国町高天町	西御門町林小路町	東向中町	東向南町小西町
307	7	293	奈良市	三条本町			
610	382	180	奈良市	杉ヶ町			
570	210	340	奈良市	大森町			
441	360	81	奈良市	陰陽町南新町	高御門町南城戸町	南魚屋町	南袋町
401	401	0	奈良市	阿字万字町西城戸町	北風呂町馬場町	椿井町南風呂町	柳町東城戸町・南中町
310	240	30	奈良市	西木辻町(一部)			
400	270	80	奈良市	西木辻町(一部)			
500	372	81	奈良市	北京終町	京終地方西側町	京終地方東側町	南京終町
500	303	153	奈良市	南京終町1丁目			
520	367	90	奈良市	南京終町2.4~5丁目			
455	0	455	奈良市	桂木町			
480	375	100	奈良市	南京終町3.6~7丁目			
550	505	32	奈良市	神殿町(一部)	出屋敷町		
510	415	86	奈良市	神殿町(一部)			
400	350	40	奈良市	法華寺町(一部)			
520	520	0	奈良市	西登美ヶ丘3~4丁目			

450	148	290	奈良市	西登美ヶ丘2丁目				
630	623	0	奈良市	西登美ヶ丘5,8丁目				
590	530	60	奈良市	西登美ヶ丘6～7丁目				
420	340	60	奈良市	大淵町	西登美ヶ丘1丁目			
523	76	447	奈良市	中登美ヶ丘1丁目(一部)				
460	0	460	奈良市	中登美ヶ丘1丁目(一部)				
467	0	467	奈良市	中登美ヶ丘1丁目(一部)				
410	0	410	奈良市	中登美ヶ丘1丁目(一部)				
350	350	0	奈良市	中登美ヶ丘2丁目	東登美ヶ丘4丁目			
900	900	0	奈良市	北登美ヶ丘4～6丁目	東登美ヶ丘5～6丁目	押熊町一部		
402	396	0	奈良市	東登美ヶ丘1～3丁目				
500	400	90	奈良市	押熊町				
640	18	622	奈良市	中登美ヶ丘3～4丁目				
350	350	0	奈良市	北登美ヶ丘1～3丁目				
350	320	10	奈良市	登美ヶ丘1～3丁目				
450	372	78	奈良市	登美ヶ丘5丁目	中山町西1～2丁目			
350	310	22	奈良市	登美ヶ丘登美ヶ丘4・6丁目				
650	480	130	奈良市	神功4～5丁目				
570	180	390	奈良市	神功1丁目				
400	400	0	奈良市	神功2～3丁目				
720	248	450	奈良市	右京4～5丁目				
680	0	680	奈良市	右京2丁目(一部)	右京1丁目(一部)			
645	0	645	奈良市	右京2丁目(一部)				
310	290	10	奈良市	右京3丁目				
670	238	396	奈良市	朱雀3～4丁目				
460	430	20	奈良市	朱雀1～2丁目				
450	240	210	奈良市	朱雀5丁目(一部)				
451	69	373	奈良市	朱雀5丁目(一部)				
700	333	365	奈良市	左京3～4丁目				
820	212	608	奈良市	左京2丁目				
235	215	10	奈良市	朱雀6丁目				
300	250	50	奈良市	学園赤松町	学園緑ヶ丘1～2丁目	二名東町		
500	300	200	奈良市	学園新田町	学園緑ヶ丘3丁目	南登美ヶ丘		
700	330	350	奈良市	学園朝日町				
550	500	50	奈良市	学園朝日元町1～2丁目				
450	441	7	奈良市	朝日町1～2丁目				
590	436	140	奈良市	あやめ池北2～3丁目				
600	570	30	奈良市	敷島町1～2丁目				
400	350	40	奈良市	中山町1100～1199	中山町1200～1299	中山町1300～1899		
530	530	0	奈良市	中山町(一部)				
755	700	27	奈良市	中山町西3～4丁目				
250	220	30	奈良市	押熊町(一部)				
550	404	135	奈良市	秋篠三和町2丁目	西大寺赤田町1～2丁目			
520	312	184	奈良市	秋篠三和町1丁目	秋篠新町	西大寺北町4丁目		
615	110	469	奈良市	西大寺北町1～3丁目				

590	240	330	奈良市	秋篠早月町	西大寺新町1丁目			
530	309	30	奈良市	西大寺栄町西大寺本町	西大寺新町2丁目	西大寺東町1～2丁目	二条町1～2丁目	
280	210	50	奈良市	学園大和町5丁目				
270	250	8	奈良市	学園大和町4丁目				
292	280	5	奈良市	学園大和町3丁目				
480	110	343	奈良市	学園大和町2丁目				
380	290	65	奈良市	学園大和町1丁目				
400	397	0	奈良市	西千代ヶ丘1～2丁目				
470	470	0	奈良市	千代ヶ丘2丁目	西千代ヶ丘3丁目			
500	500	0	奈良市	千代ヶ丘1,3丁目				
80	44	30	奈良市	藤ノ木台1丁目				
600	540	60	奈良市	藤ノ木台2～4丁目				
350	330	10	奈良市	大倭町	菅野台			
700	156	543	奈良市	学園大和町6丁目	学園中5丁目			
550	265	275	奈良市	学園中1～4丁目				
280	240	40	奈良市	学園南3丁目				
600	480	120	奈良市	学園南1～2丁目				
613	296	217	奈良市	学園北1・2丁目				
400	170	203	奈良市	あやめ池南1丁目				
600	240	350	奈良市	あやめ池南2,6丁目				
500	410	90	奈良市	あやめ池南7～8丁目				
550	500	30	奈良市	あやめ池南4～5丁目	西大寺高塚町			
400	350	50	奈良市	あやめ池南3丁目	西大寺新池町	西大寺竜王町1～2丁目		
550	520	30	奈良市	疋田町1～5丁目				
550	510	30	奈良市	若葉台1～4丁目				
440	265	175	奈良市	西大寺宝ヶ丘	西大寺野神町1～2丁目			
360	160	135	奈良市	西大寺小坊町	西大寺新田町			
300	123	177	奈良市	西大寺芝町	西大寺芝町2丁目	西大寺町		
500	270	200	奈良市	西大寺国見町2丁目	西大寺南町	横領町		
700	40	619	奈良市	西大寺国見町1丁目				
550	257	293	奈良市	青野町	西大寺芝町1丁目			
600	481	98	奈良市	菅原町(一部)				
400	300	100	奈良市	菅原町(一部)				
500	230	270	奈良市	富雄北3丁目				
650	200	420	奈良市	富雄北1丁目				
657	175	463	奈良市	富雄元町1丁目				
580	190	130	奈良市	富雄元町2丁目	三碓1～2丁目			
470	0	430	奈良市	鶴舞東町				
520	6	514	奈良市	鶴舞西町(一部)				
360	0	360	奈良市	鶴舞西町(一部)				
530	403	115	奈良市	三松1,3,4丁目				
580	331	248	奈良市	三松2丁目	三松ヶ丘			
555	0	555	奈良市	鳥見町4丁目(一部)				
600	0	600	奈良市	鳥見町4丁目(一部)				
420	360	50	奈良市	鳥見町3丁目				

550	485	60	奈良市	富雄川西1~2丁目			
400	375	20	奈良市	鳥見町1~2丁目			
590	326	260	奈良市	帝塚山4~6丁目			
480	480	0	奈良市	帝塚山2~3丁目			
450	420	25	奈良市	帝塚山1丁目	帝塚山中町		
400	400	0	奈良市	帝塚山南2~3丁目	富雄泉ヶ丘		
540	485	51	奈良市	帝塚山南1.45丁目	三碓6丁目		
370	178	191	奈良市	富雄元町3~4丁目			
330	220	110	奈良市	三碓5丁目			

(様式5)

領収書等貼付用紙

項 目	広報費
整 理 番 号	4

領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙のとおり						
事業名、 使途及び内容等	事業名： CMONOS 内容等： 議会活動レポートvol.9作成 (30,000部) <table><tr><td>請求額</td><td>101,550 円</td></tr><tr><td>振込手数料</td><td>440 円</td></tr><tr><td>計</td><td>101,990 円</td></tr></table>	請求額	101,550 円	振込手数料	440 円	計	101,990 円
請求額	101,550 円						
振込手数料	440 円						
計	101,990 円						
調 査 の 概 要							

630-8303
奈良県奈良市南紀寺町1丁目234-1

佐野かずのり事務所

佐野 かずのり 様

領収書

佐野 かずのり

様

金 ¥101,550 -

但し消費税含む。 支払い方法：銀行振込
2024年1月23日、上記正に領収いたしました。



CMONOS

〒619-1127 京都府木津川市南加茂台3丁目8-12
Tel:(0774)27-5222
<https://cmonos.jp/>



内訳（納品書）

品目	摘要	数量	単価	金額
議会報告ピラvol.9作成費		1	¥101,550	¥101,550

中信キャッシュサービス ご利用明細票			
当金庫をご利用いただき、ありがとうございます。 ただいまご利用いただきました明細は、下記のとおりでございます。 どうぞご確認ください。			
年 月 日	取扱店	機番	取引番号
06-01-23	152	42	1458 I
銀行番号	支店番号	口座番号	
16110152		****	
お取引内容		お取引金額	
お振り込み		¥101,550	
時刻	受付番号	お取引後残高	
09:20	0001		
ご案内またはお振込内容			
振込手数料	¥440	利用料	¥0
南都銀行 加茂支店 普通預金 カクモス 様			
ご依頼人 電話 サノ カズノリ 様			

小計（免税） ¥101,550

合計（税込） ¥101,550

※裏面のご案内もご覧ください。 京都中央信用金庫

住みよく居心地の良い奈良市へ！

議会活動
レポート

奈良市議会議員 同僚議員の会 奈良市 同僚議員

佐野 かずのり

佐野かずのりの議会活動については奈良市議会ホームページをご覧ください。
議会中継(録画)は右QRコードから。
<https://www.city.nara.lg.jp/site/narasigikai/>



佐野かずのりの活動をホームページのほか、SNSでも配信しています。
ぜひご覧ください。



市長、公民館廃止計画を撤回！

昨年(令和5年)の8月29日、飛鳥地域自治協議会の会長と他8名の方々が、「市立飛鳥公民館の廃止計画を中止し現公民館の存続を求める請願書」を提出され、私も紹介議員として、9月議会で同請願の趣旨を説明させていただきました。

仲川市長が「素案」とした公民館廃止計画は、地域からも要望があったふれあい会館の新設と引き換えに、公民館を廃止するというものです。これは私の地元である飛鳥地域にとって、まさに青天の霹靂としか言いようのない計画でした。

そのため飛鳥地区の住民は、地域の社会教育機関としての拠点である公民館を失い、これまで培ってきた生涯学習のノウハウや機会が大幅に失われることになる奈良市の計画に脅威を感じていたところでした。その後9月議会では会派を超えて反対や疑問の声が上がり、公民館廃止計画は12月議会でも撤回に追い込まれました。

押し付けプロセスにはNO！

市民の痛みを伴う行財政改革には、強いリーダーシップと明確なビジョンが必要です。時には市民に対して厳しい決断をしなければならないこともあるでしょう。しかし公共施設の改革については、それぞれの地域によって状況やニーズが異なります。一律の政策では改革が進まないとしても全く不思議はありません。

加えて今回飛鳥地域では、奈良市は地元の一部の人とだけ意思疎通をして計画

を進め、飛鳥地区全体の民意を確認しないまま、素案にもかかわらず、唐突に市長自ら公民館の廃止を住民に説明しました。そのため、飛鳥地区の住民に不必要な分断を招くことにもなりました。

私は公共施設改革については、トップダウンによる一方的な計画の押し付けではなく、ボトムアップで進めることが重要だと考えます。現状では、職員と地域住民、利用者などが、公共施設の在り方についてともに考える機会が不足しています。行政が住民の希望をすくい取る工夫を十分に重ね、より詳細で明確なビジョンを住民とともに練り上げていく、そのようにしてそれぞれの地域にあった公共施設が計画されたなら、今回のような「混乱」は起きなかったはずです。

宙に浮いた旧極楽坊あすかこども園の跡地利用

撤回された奈良市の計画では、旧極楽坊あすかこども園跡地に地域ふれあい会館を設置することになっていました。この計画の妥当性について、奈良市財政課長は令和5年11月17日の総務委員会で私の質問に対し、次のように答弁しました。

「幼保再編とその民間移管に伴う土地の一体的な活用と、公民館の老朽化及び地域ふれあい会館設置の要望を総合的に検討された結果の予算要求であったと理解している。飛鳥幼稚園の再編を行ったことで、旧幼稚園敷地の借地料約2,200万円が不要になり、施設運営コストの削減効果も見込まれた。また、ふれあい会館建設にあたり公民館機能をもたせ集約化することで、今後の施設の維持・管理費用の削減も見込まれ用地の借地料を支払ったとしても、全体としてコスト減になる計画としての説明を受け、その内容は適切なものと考えた。」

確かに公民館を廃止し施設を集約すれば、コスト減になるかもしれませんが、幼稚園敷地に関しては返せばいいだけです。園舎の撤去費用が一時的にかかるにせよ、それで終わりで、永年続くものではありません。そもそもなぜ飛鳥幼稚園の敷地を奈良市が一体的に活用しなければいけないのか私には理解できません。財政課はそのあたりの事は疑問に思わなかったのでしょうか。

最終的にこの計画は撤回されましたが、一方で極楽坊あすかこども園を運営する宝山寺福祉事業団は、奈良市の計画に振り回され、跡地利用について梯子を外される格好となりました。なお9月議会の答弁で、跡地をふれあい会館として使う借地料が年間1,200万円と見込まれていたとわかっています。行財政改革や幼保連携の名のもとに、議会や住民に詳しい説明もないまま、一部の関係者だけで判断し「素案」を進めた結果、行政が民間企業を巻き込み迷惑をかけてしまったことの責任は重いと言わざるをえません。

関連する12月定例会での質問

(佐野) 今議会において公民館の廃止、基幹6館を残し他の18館を廃止にする計画素案は撤回するとの答弁を聞き、飛鳥公民館も残るということで安心しましたが、飛鳥地区住民へ廃止の中止について説明はされましたか？

(市長) 市民の代表である議員がお集まりいただいているこの場を借りて、あらためて飛鳥公民館の廃止を撤回することをお伝えする。

(佐野) 今回の件で地域は分断され今後の飛鳥地区の自治に大きな溝が出来てしまいました。地域の分断を招いた責任をどう考えますか？

(市長) 地域が混乱されていることについて、遺憾に感じている。

(佐野) 公民館本館と分館、ふれあい会館を今後どのように運営していこうと考えているのかお答えください。

(市長) 公民館本館については生涯学習財団で、公民館分館と地域ふれあい会館は地域が主体となる団体による運営を継続していく。地域の状況に合わせて利用ニーズに沿った施設運営を進めていきたいと考えている。



廃止が撤回され存続することになった飛鳥地区公民館。

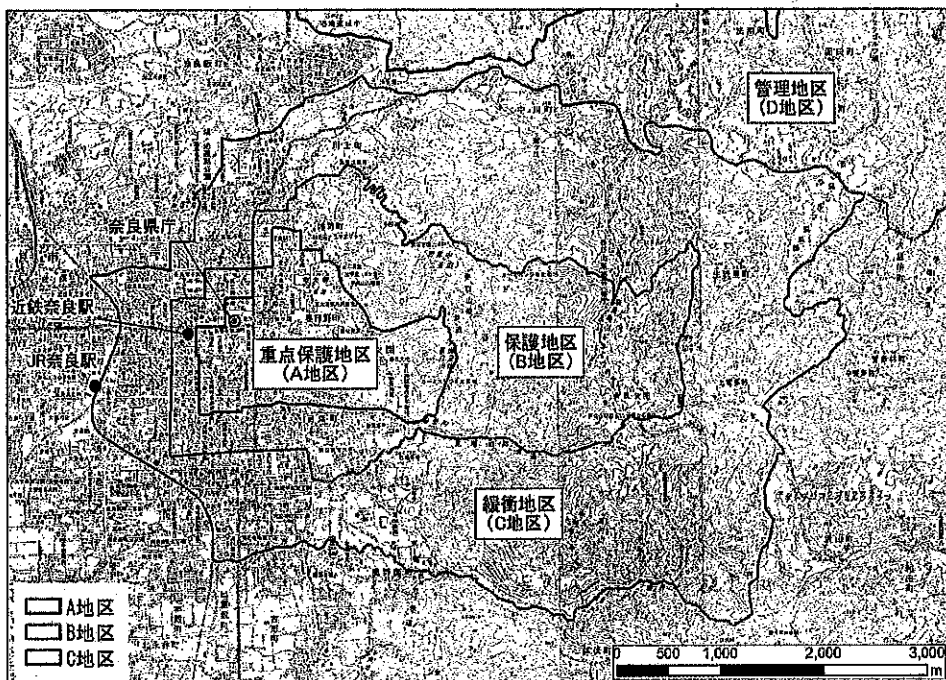
シカ虐待問題・問われる鹿苑の特別柵運用

この問題では、鹿苑の特別柵のあり方が問われていると思います。

奈良県の「奈良のシカ」保護計画では、奈良公園や興福寺・春日大社などの範囲を「重点保護地区(A地区)」、その周辺の春日山原始林や市街地を「保護地区(B地区)」として、両地区ではシカを保護することとなっていますが、両地区から離れた地域は「管理地区(D地区)」とされ、必要に応じシカの駆除が認められています。今回問題となっている特別柵に収容されているシカは、シカが保護されるA・B地区とシカの駆除が可能なD地区の間に設定された「緩衝地区(C地区)」で捕獲されたシカです。C地区には、シカによる農業被害が深刻化している奈良市東部の広大な範囲が含まれますが、この地区ではシカの捕獲のみが可能で、駆除は認められていません。

「奈良の鹿愛護会」では、C地区で捕獲したシカを放つと再び農業被害を起こすおそれがあるとして、特別柵に収容しています。そして一度収容されたシカは、原則特別柵の中で終生飼養されています。

奈良のシカは天然記念物に指定され保護されていますが、近年頭数の増加や行動範囲が広がり、農業被害はもとより市民生活にも被害が広がっています。奈良のシカは奈良公園に居てこそであり、郊



天然記念物「奈良のシカ」の保護管理区分の地区区分（奈良県「天然記念物『奈良のシカ』保護計画」2022年、<https://www.pref.nara.jp/secure/218528/hogokeikaku-1.pdf>、3頁）

外に出た鹿や山に生息する野生の鹿は、他地域と同様に捕獲や駆除を行う必要があります。まずは奈良のシカが奈良公園から出ないようにする取り組みが最も重要ですが、現状の生息範囲や農業被害に加え、それ以外の市民への被害についても調査し、捕獲や駆除範囲の見直しを含む保護地区の再検討が必要と考えます。

関連する12月定例会での質問

(佐野) そもそもこの問題は保護柵に240頭もの鹿が保護されていることが問題だと考えます。県の調査結果報告書でも中長期的な対応として鹿苑の特別柵のあり方や保護の範囲のあり方について検討するとされています。奈良市でも同様に検討する必要があると思いますが、今後の奈良市の取り組みは？

(市長) まずは、動物愛護管理法を所管する立場として、特別柵内の飼養状況改善のため、奈良の鹿愛護会への指導や、時には相談に応じるとともに、監視を続けてまいりたい。また、農作物被害を引き起こしたシカを捕獲し、終生飼養するという現在の特別柵のあり方が持続可能なものなのか疑問であり、奈良公園や春日山原始林といった保護地区以外の地区の管理基準について見直していくことが必要であると考えている。

(佐野) 特に緩衝地区とされているC地区では近年鹿が増加しており広範囲に広がってきていると聞きます。市として把握はされていますか？

(市長) 緩衝地区とされているC地区に出没するシカは増加傾向にあると聞いているが、具体的な頭数の把握に至っていない。奈良県でも頭数の確定には至っていないとのことである。

(佐野) 奈良市として農業被害はもとよりそれ以外の被害や生息範囲を調査する必要があるのでは？

(市長) 共生のため必要と考えられる調査についても県が設置する部会の中で提案していきたい。

奈良市総合防災訓練の参加者数は？

元旦の夕方能登半島地震が発生し、日本中に衝撃が走りました。厳しい寒さの中、今も避難生活を強いられている方々が多いことには胸が痛みます。現地の日も早い復旧と復興を願うばかりです。

昨年10月29日、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行されてからはじめての奈良市総合防災訓練が実施されました。私も飛鳥地区の防災訓練に参加させていただきました。飛鳥地区では建物倒壊で下敷きになっている方を救助するために必要なチェーンソーとチェーン

ブロックの使い方や簡易担架の作り方、3種類の発電機の使い方、ボーイ・ガールスカウトの方からのロープワーク実技など他にも多彩なメニューで訓練させていただきました。昨年11月17日の総務委員会では危機管理課長が私の質問に答えて「令和5年度奈良市総合防災訓練に参加された方の人数は、9,086人でした」と述べています。大災害はどこにでも起こります。少しでも被害を抑えるためもっと多くの方に総合防災訓練に参加していただくことが大切だと感じています。

皆さまのお声をお聞かせください。奈良市政へお届けさせていただきます！

タウンミーティング等でご依頼がありましたらお伺いいたします。お困り事ご相談、お気軽にご連絡ください。



佐野かずのり
本人携帯番号

090-3058-3082

佐野かずのり事務所 〒630-8303 奈良市南紀寺町234-1 TEL/FAX 0742-93-5364

佐野かずのりプロフィール 昭和43年6月1日、奈良市南紀寺町生まれ。飛鳥幼稚園、飛鳥小学校、春日中学校、高門高等学校(同窓会高志会会長)、帝塚山大学卒業後、コロネット(株)入社。営業・生産企画に携わり、30年間勤めたコロネット(株)を令和3年3月退社。同年7月に奈良市議会議員選挙に立候補し初当選。市議3年目。総務委員会、行革特別委員会。



領収書等貼付用紙

項	目	広報費
整	理 番 号	5

領収書等の証拠書類の貼付欄	巻 領収書 「別納引受」 第一種定形 @94 254通 30.5g ¥23,876 小 計 ¥23,876 郵便物引受合計通数 課税計(10%) (内消費税等(10%)) 非課税計 254通 ¥23,876 ¥2,170 ¥0 合計 お預り金額 おつり ¥23,876 ¥30,076 ¥6,200  〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時：2024年1月31日 17:48 発行No. 240131A0168 端N96箱01 連絡先：奈良中央郵便局 TEL:0570-072-092	
事業名、 使途及び内容等	事業名： 奈良中央郵便局 内容等： 議会活動レポートvol.9郵送（30,000部印刷の内254部郵送） 23,876円	
調 査 の 概 要		

(様式5)

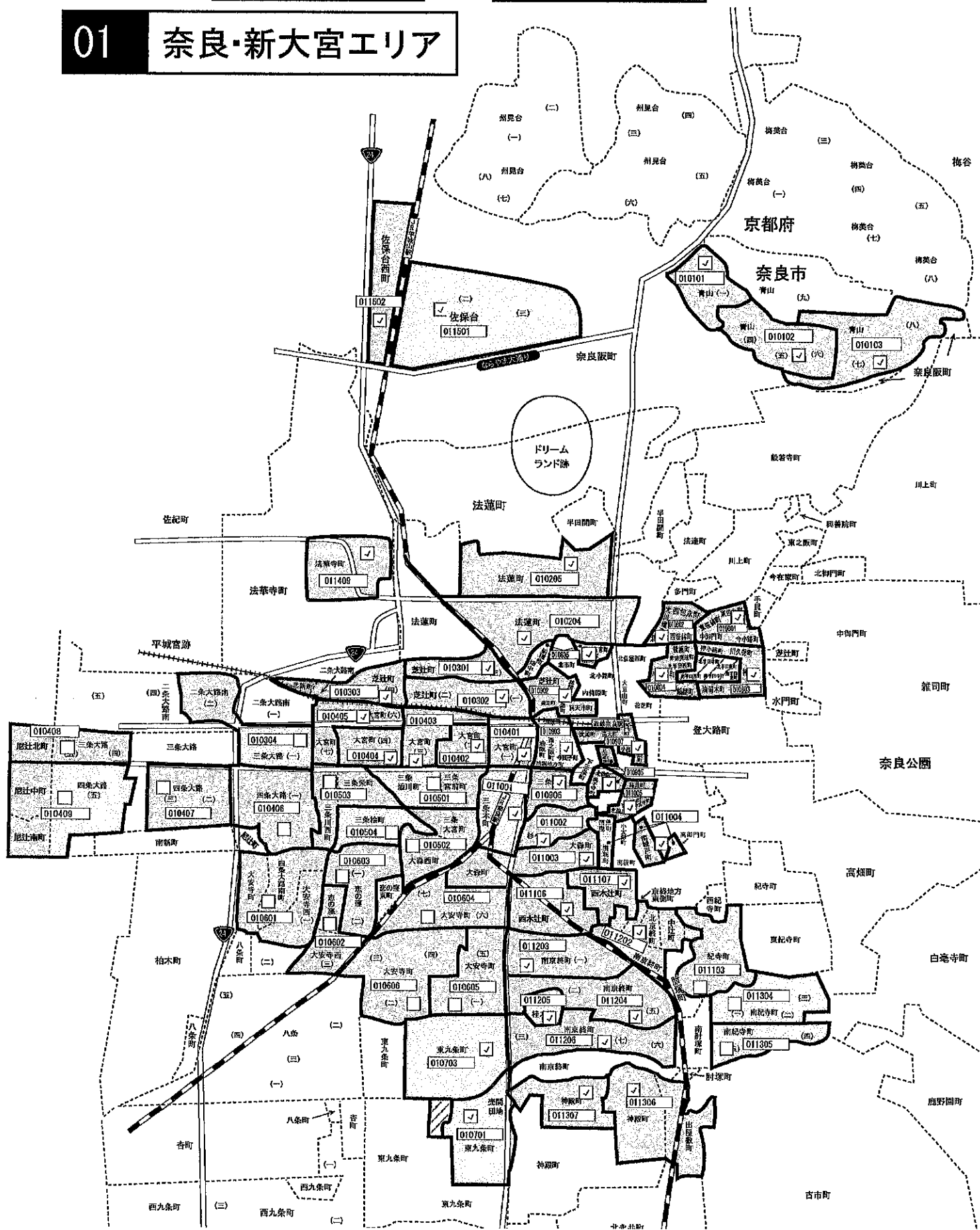
領収書等貼付用紙

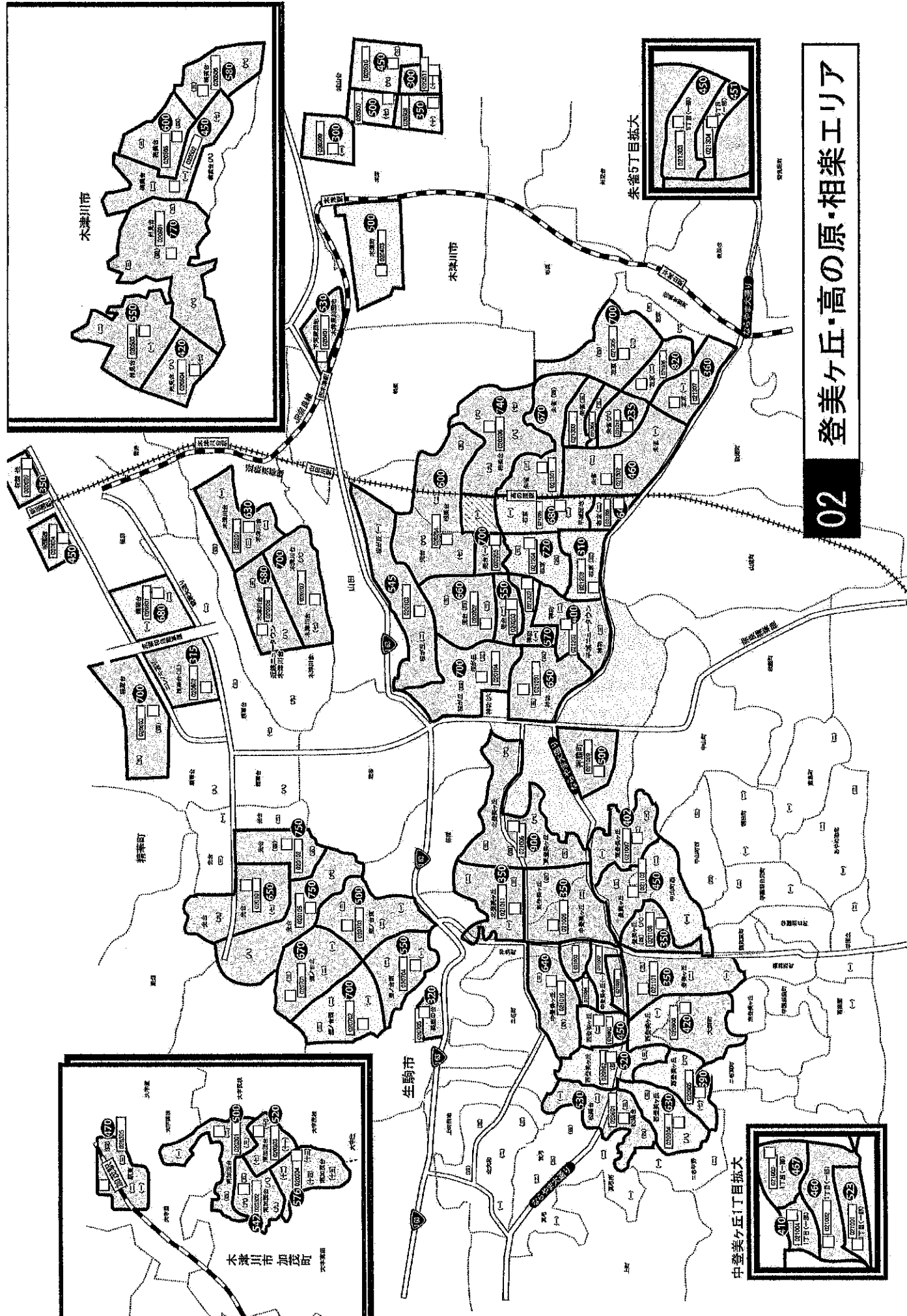
項	目	広報費								
整	理	番 号								
		6								
領収書等の証拠書類の貼付欄	別紙のとおり									
事業名、 使途及び内容等	事業名： 株式会社ディー・アイ・エフ 内容等： 議会活動レポートvol.9配布 (30,000部印刷の内20,000部配布) <table><tr><td>請求額</td><td>88,000 円</td></tr><tr><td>振込手数料</td><td>440 円</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr><tr><td>計</td><td>88,440 円</td></tr></table>		請求額	88,000 円	振込手数料	440 円			計	88,440 円
請求額	88,000 円									
振込手数料	440 円									
計	88,440 円									
調査の概要										

⑤ 京都中央信用金庫

01

奈良・新大宮エリア





全戸	戸建	集合	行政区	町名1	町名2	町名3	町名4
20019	10816	7230					
430	283	147	奈良市	青山1~2丁目			
610	361	243	奈良市	青山3~6丁目			
500	500	0	奈良市	青山7~8丁目			
800	580	220	奈良市	法蓮町(一部)			
650	474	142	奈良市	法蓮町(一部)			
560	300	250	奈良市	芝辻町3丁目			
600	370	180	奈良市	芝辻町1~2丁目			
500	33	362	奈良市	北新町	芝辻町4丁目		
470	140	280	奈良市	大宮町1丁目			
340	80	210	奈良市	大宮町2丁目			
460	30	130	奈良市	大宮町3.5丁目			
450	30	400	奈良市	大宮町4丁目			
350	30	170	奈良市	大宮町6~7丁目			
650	266	384	奈良市	東九条町(一部)			
830	349	467	奈良市	東九条町(一部)			
450	299	126	奈良市	手貝町今小路町	東包永町	東包永町	東笹鉾町
400	152	224	奈良市	北川端町	北袋町	西包永町	西笹鉾町
280	210	67	奈良市	川久保町	押上町	油留木町	押小路町
268	100	161	奈良市	半田突抜町	北半田西町	鍋屋町	半田横町
400	270	80	奈良市	北小路町内侍原町	宿院町北市町	西新在家号所町船橋町・畑中町	坊屋敷町西新在家町
410	260	100	奈良市	奥芝町	芝辻町	菖蒲池町	高天市町阪新屋町
280	150	110	奈良市	油阪地方町	油阪町	今辻子町	西之阪町
450	160	240	奈良市	奥子守町小川町・角振新屋町	上三条町下三条町	寺町北向町・角振町	本子守町小川町
460	125	126	奈良市	三条町	西御門町林小路町	東向中町	東向南町小西町
430	30	28	奈良市	漢国町高天町			
307	7	293	奈良市	三条本町			
610	382	180	奈良市	杉ヶ町			
570	210	340	奈良市	大森町			
441	360	81	奈良市	陰陽町南新町	高御門町南城戸町	南魚屋町	南袋町
401	401	0	奈良市	阿字万字町西城戸町	北風呂町馬場町	椿井町南風呂町	柳町東城戸町・南中町
310	240	30	奈良市	西木辻町(一部)			
400	270	80	奈良市	西木辻町(一部)			
500	372	81	奈良市	北京終町	京終地方西側町	京終地方東側町	南京終町
500	303	153	奈良市	南京終町1丁目			
520	367	90	奈良市	南京終町2.4~5丁目			
455	0	455	奈良市	桂木町			
480	375	100	奈良市	南京終町3.6~7丁目			
550	505	32	奈良市	神殿町(一部)	出屋敷町		
510	415	86	奈良市	神殿町(一部)			
400	350	40	奈良市	法華寺町(一部)			
637	637	0	奈良市	佐保台2~3丁目			
400	40	342	奈良市	佐保台西町			

項目別一覧表(項目別元帳)

項目	資料購入費
----	-------

(単位:円)

整理番号	支出年月日	支出金額	支出証拠書類 の額面金額	摘 要
1	令和5年4月25日	3,000	3,000	奈良新聞購読料2023年4月分
2	令和5年5月25日	3,000	3,000	奈良新聞購読料2023年5月分
3	令和5年6月26日	3,000	3,000	奈良新聞購読料2023年6月分
4	令和5年7月26日	3,000	3,000	奈良新聞購読料2023年7月分
5	令和5年8月25日	3,000	3,000	奈良新聞購読料2023年8月分
6	令和5年9月26日	3,000	3,000	奈良新聞購読料2023年9月分
7	令和5年10月25日	3,500	3,500	奈良新聞購読料2023年10月分
8	令和5年11月28日	3,500	3,500	奈良新聞購読料2023年11月分
9	令和5年12月8日	11,000	11,000	2024年版奈良県年鑑代
10	令和5年12月22日	3,500	3,500	奈良新聞購読料2023年12月分
11	令和6年1月26日	3,500	3,500	奈良新聞購読料2024年1月分
12	令和6年2月27日	3,500	3,500	奈良新聞購読料2024年2月分
13	令和6年3月25日	3,500	3,500	奈良新聞購読料2024年3月分
計		50,000	50,000	

(様式5)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	1

領収書等の証拠書類の貼付欄

領 収 書

区域025 金戸0116-050お問合せNo

お名前 佐野 和則 様
南紀寺町1丁目234-1
サテライトミーホ B
5 年 4 月分

銘 柄	部 数	金 額
1 奈 良 新 聞	1	3,000
2		
3		
合 計		3,000 円

◇左記の通り領収しました

領収日 5 年 4 月 5 日

QRコードに関するお問合せ先
0570-043435

読売センター奈良東
奈良市田中町226-9

TEL0742-62-7370



事業名、
使途及び内容等

事業名： 読売センター奈良東
内容等： 奈良新聞購読料2023年4月分
3,000円

調
査
の
概
要

(様式5)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	2

領収書等の証拠書類の貼付欄

YC 領 収 書

区域025 全戸0116-050お問合せNo. [REDACTED]

お名前 佐野 和則 様

南紀寺町1丁目234-1

サテライトミーホ B

5年 5月分

	銘 柄	部 数	金 額
1	奈 良 新 聞	1	3,000
2			
3			
合 計		3,000	円

◇左記の通り領収しました

領収日 5年 5月 25日

QRコードに関するお問合せ先
0570-043435

読売センター奈良東
奈良市田中町226-9

TEL 0742-62-7370



事業名、使途及び内容等

事業名： 読売センター奈良東

内容等： 奈良新聞購読料2023年5月分

3,000円

調査の概要

(様式5)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	3

領収書等の証拠書類の貼付欄

 領 収 書

区域025 全戸0116-050お問合せNo

お名前 佐野 和則 様

南紀寺町1丁目234-1

サテライトミーホ B

5 年 6 月分

銘 柄	部 数	金 額
1 奈 良 新 聞	1	3,000
2		
3		
合 計		3,000 円

◇左記の通り領収しました

領収日 5 年 6 月 26 日

QRコードに関するお問合せ先
0570-043435

読売センター奈良東
奈良市田中町226-9

Tel.0742-62-7370



事業名、
使途及び内容等

事業名： 読売センター奈良東

内容等： 奈良新聞購読料2023年6月分
3,000円

調
査
の
概
要

(様式5)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	4

領収書等の証拠書類の貼付欄

領 収 書

区域025 全戸0116-050お問合せNo. 

お名前 佐野 和則 様

南紀寺町1丁目234-1
サテライトミーホ B
5年 7月分

	銘 柄	部 数	金 額
1	奈 良 新 聞	1	3,000
2			
3			
合 計			3,000円

◇左記の通り領収しました

領収日 5年 7月 26日

QRコードに関するお問合せ先
0570-043435

読売センター奈良東
奈良市田中町226-9

TEL0742-62-7370



事業名、
使途及び内容等

事業名： 読売センター奈良東
内容等： 奈良新聞購読料2023年7月分
3,000円

調
査
の
概
要

(様式5)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費															
整 理 番 号	5															
領収書等の証拠書類の貼付欄	 領 収 書 区域025 金戸0116-050お問合せNo.  お名前 佐野 和則 様 南紀寺町1丁目234-1 サテライトミーホ B 5年 8月分 <table border="1"><thead><tr><th>銘 柄</th><th>部 数</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 奈良新聞</td><td>1</td><td>3,000</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>3,000円</td></tr></tbody></table> ◇左記の通り領収しました 領収日 5年 8月 25日 QRコードに関するお問合せ先 0570-043435 読売センター奈良東 奈良市田中町226-9 Tel 0742-62-7370 領収印 	銘 柄	部 数	金 額	1 奈良新聞	1	3,000	2			3			合 計		3,000円
銘 柄	部 数	金 額														
1 奈良新聞	1	3,000														
2																
3																
合 計		3,000円														

(様式5)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	6

領収書等の証拠書類の貼付欄



領 収 書

区域025

全戸0116-050お問合せ先

お名前 佐野 和則 様

南紀寺町1丁目234-1

サテライトミーホ B

5年 9月分

銘 柄	部 数	金 額
1 奈 良 新 聞	1	3,000
2		
3		
合 計		3,000 円

◇左記の通り領収しました

領収日 5年 9月 26日

QRコードに関するお問合せ先
0570-043435

読売センター奈良東
奈良市田中町226-9

Tel 0742-62-7370



事業名、
使途及び内容等

事業名： 読売センター奈良東

内容等： 奈良新聞購読料2023年9月分

3,000円

調
査
の
概
要

(様式5)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費															
整 理 番 号	7															
領収書等の証拠書類の貼付欄	 区域025 全戸0116-050お問合せ先 お名前 佐野 和則 様 南紀寺町1丁目234-1 サテライトミーホ B 5年 10月分 <table border="1"><thead><tr><th>銘 柄</th><th>部 数</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 奈良新聞 ※</td><td>1</td><td>3,500</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>3,500 円</td></tr></tbody></table> ◇左記の通り領収しました 領収日 5年10月25日 ※は軽減税率(10.0%対象 0円消費税 0円) QRコードに関するお問合せ先 (8.0%対象 3,500円消費税 259円) 0570-043435 登録番号 T9810028200399 読売センター奈良東 Tel.0742-62-7370 奈良市田中町226-9 領収印 	銘 柄	部 数	金 額	1 奈良新聞 ※	1	3,500	2			3			合 計		3,500 円
銘 柄	部 数	金 額														
1 奈良新聞 ※	1	3,500														
2																
3																
合 計		3,500 円														
事業名、使途及び内容等	事業名： 読売センター奈良東 内容等： 奈良新聞購読料2023年10月分 3,500円															
調査の概要																

(様式5)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費															
整 理 番 号	8															
領収書等の証拠書類の貼付欄	 領 収 書 区域025 全戸0116-050お問合せ先  お名前 佐野 和則 様 南紀寺町1丁目234-1 サテライトミーホ B 5 年 11 月分 <table border="1"><thead><tr><th>銘 柄</th><th>部 数</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 奈 良 新 聞 ※</td><td>1</td><td>3,500</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>3,500 円</td></tr></tbody></table> ◇左記の通り領収しました 領収日 5 年 11 月 28 日 ※は軽減税率(10.0%対象 0円消費税 0円) QRコードに関するお問合せ先 (8.0%対象 3,500円消費税 259円) 0570-043435 登録番号 T9810028200399 読売センター奈良東 奈良市田中町226-9 TEL 0742-62-7370 領収印 	銘 柄	部 数	金 額	1 奈 良 新 聞 ※	1	3,500	2			3			合 計		3,500 円
銘 柄	部 数	金 額														
1 奈 良 新 聞 ※	1	3,500														
2																
3																
合 計		3,500 円														
事業名、使途及び内容等	事業名： 読売センター奈良東 内容等： 奈良新聞購読料2023年11月分 3,500円															
調査の概要																

(様式5)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	9

領 収 証

No. 056193

2023年12月8日

佐野 和則 様

金額

¥11,000-

(消費税 1,000円含む 税10%)

但 2024年版奈良県年鑑代として

上記の金額正に領収致しました。登録番号 T215C001001708

現 金

¥11,000-

小切手

株式
会社

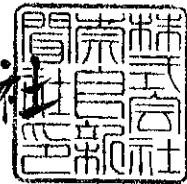
奈良新聞社

〒630-8686

奈良市法華寺町2番地4

TEL:0742-32-1000

収 入
印 紙



係

事業名、
使途及び内容等

事業名： 株式会社奈良新聞社

内容等： 2024年版奈良県年鑑
11,000円

調
査
の
概
要

奈良県年鑑

2024



奈良新聞社

ISBN978-4-88856-177-8

C0502 ¥10000E



9784888561778

定価: 本体10,000円 +税



1920502100000

2024

(様式5)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	10

領収書等の証拠書類の貼付欄

 領 収 書

区域025 全戸0116-050お問合せNo. 

お名前 佐野 和則 様

南紀寺町1丁目234-1
サテライトミーホ B
5年 12月分

銘 柄	部 数	金 額
1 奈 良 新 聞 ※	1	3,500
2		
3		
合 計		3,500 円

◇左記の通り領収しました

※は軽減税率(10.0%対象 0円消費税 0円)今年も読売新聞有り難うございま
(8.0%対象 3,500円消費税 258円)した。来年も宜しくお願いします

領収日 5年12月22日

読売センター奈良東
奈良市田中町226-9

登録番号 T9810028200399
TEL 0742-62-7370



事業名、用途及び内容等

事業名： 読売センター奈良東
内容等： 奈良新聞購読料2023年12月分
3,500円

調査の概要

(様式5)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整理番号	11

領収書等の証拠書類の貼付欄



区域025 全戸0116-050お問合せNo. 

お名前 佐野 和則 様

南紀寺町1丁目234-1

サテライトミーホ B

6年 1月分

銘 柄	部 数	金 額
1 奈 良 新 聞 ※	1	3,500
2		
3		
合 計		3,500 円

◇左記の通り領収しました

領収日 6年1月6日

※は軽減税率(10.0%対象 0円消費税 0円) QRコードに関するお問合せ先
(8.0%対象 3,500円消費税 259円) 0570-043435

読売センター奈良東 登録番号 T9810028200399
奈良市田中町226-9 Tel.0742-62-7370

領収印



事業名、用途及び内容等

事業名： 読売センター奈良東

内容等： 奈良新聞購読料2024年1月分

3,500円

調査の概要

領收書等貼付用紙

領収書等の証拠書類の貼付欄

YCC領収書

区域025 全戸0116-050お問合せNo.

お名前 佐野 和則 様

南紀寺町1丁目234-1

6 年 2 月分

銘 柄	部 数	金 額
1 奈 良 新 聞 ※	1	3,500
2		
3		
合 計		3,500 円

◇左記の通り領収しました

領収日 6 年 2 月 2 日

※は軽減税率(10.0%対象 0円消費税
(8.0%対象 3,500円消費税

0円) QRコードに関するお問合せ先
259円) 0570-043435

登録番号 T9810028200399

読売センター奈良東
奈良市田中町226-9

Tel 0742-62-7370

領収印 

事業名、用途及び内容等

事業名： 読売センター奈良東

内容等： 奈良新聞購読料2024年2月分

3,500円

調査の概要

(様式5)

領収書等貼付用紙

項 目	資料購入費
整 理 番 号	13

領収書等の証拠書類の貼付欄

 領 収 書

区域025 全戸0116-050お問合せNo

お名前 佐野 和則 様

南紀寺町1丁目234-1

サテライトミーホ B

6年 3月分

銘 柄	部 数	金 額
1 奈 良 新 聞 ※	1	3,500
2		
3		
合 計		3,500 円

◇左記の通り領収しました

領収日 6年3月25日

※は軽減税率(10.0%対象 0円消費税 0円)QRコードに関するお問合せ先
(8.0%対象 3,500円消費税 259円)0570-043435

読売センター奈良東
奈良市田中町226-9

登録番号 T9810028200399
Tel 0742-62-7370



事業名、用途及び内容等

事業名： 読売センター奈良東

内容等： 奈良新聞購読料2024年3月分
3,500円

調査の概要